

令和2年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 2 年 12 月 17 日（木曜日）

議 事 日 程（第4号）

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第94号 四万十町音声告知放送システム再構築工事請負契約の締結について
- 第 3 議案第95号 町道路線の認定について
- 第 4 議案第96号 字の区域及び名称の変更について
- 第 5 議案第97号 四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第98号 四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第99号 四万十町分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第100号 四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第101号 四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第102号 四万十町保育所条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第103号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第104号 四万十町特殊製法塩製造施設条例を廃止する条例について
- 第13 議案第105号 四万十町旧都築邸に係る指定管理者の指定について
- 第14 議案第106号 四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について
- 第15 議案第107号 令和2年度四万十町一般会計補正予算（第6号）
- 第16 議案第108号 令和2年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第17 議案第109号 令和2年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第110号 令和2年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第111号 令和2年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第112号 令和2年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 第21 議案第113号 令和2年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算
(第3号)
- 第22 議案第114号 令和2年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算
(第3号)
- 第23 議案第115号 令和2年度四万十町水道事業会計補正予算(第2号)
- 第24 認定第1号 令和元年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 請願第1-3号 オリックス株式会社による大藤風力発電計画の不許可及び町有地
を提供しないよう求める請願書
- 第26 発委第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書
- 第27 発委第7号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教育
の質を保障するために教職員の長時間過重労働解消を求める意見書
- 第28 議員派遣の件
- 第29 閉会中の継続審査・調査の申し出について

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第29まで

~~~~~

出席議員(16名)

1番	酒井祥成君	2番	槇野章君
3番	林健三君	4番	古谷幹夫君
5番	緒方正綱君	6番	武田秀義君
7番	吉村アツ子君	8番	味元和義君
9番	水間淳一君	10番	中屋康君
11番	岩井優之介君	12番	田邊哲夫君
13番	堀本伸一君	14番	村井眞菜君
15番	橋本章央君	16番	下元昇君

~~~~~

欠席議員(0名)

~~~~~

説明のため出席した者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	大 元 学 君	会 計 管 理 者	清 藤 泰 彦 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	熊 谷 敏 郎 君	危機管理課長	川 上 武 史 君
企 画 課 長	山 本 康 雄 君	農林水産課長	池 上 康 一 君
にぎわい創出課長	植 村 有 三 君	税 務 課 長	松 田 好 文 君
町 民 課 長	本 山 桂 三 君	建 設 課 長	吉 岡 範 満 君
健康福祉課長	長 森 伸 一 君	高齢者支援課長	三 本 明 子 君
環境水道課長	武 内 伸 介 君	教 育 長	山 脇 光 章 君
教 育 次 長	浜 田 章 克 君	生涯学習課長	林 瑞 穂 君
学校教育課長	西 谷 典 生 君	農業委員会事務局長	西 田 尚 子 君
代表監査委員	田 邊 幹 男 君	総務課財政班長	津 野 博 君
大正・十和診療所事務長	国 澤 豪 人 君	特別養護老人ホーム事務長	川 村 裕 之 君
<u>大正地域振興局</u>			
局長兼地域振興課長	山 本 安 弘 君	町民生活課長	佐々木 優 子 君
<u>十和地域振興局</u>			
局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町民生活課長	細 川 理 香 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事務局職員出席者

事 務 局 長	長谷部 卓 也 君	次 長	三 宮 佳 子 君
書 記	友 永 龍 二 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 9 時 30 分 開会

○議長（下元昇君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより令和 2 年第 4 回四万十町議会定例会第 9 日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受付順に従い、発言を許可することにします。

14 番村井眞菜君の一般質問を許可します。

14 番村井眞菜君。

○14 番（村井眞菜君） おはようございます。寒空の中、雪は舞うことなかったですけど、美しい景色を見ながら本日もこちらに向かってきました。この美しい自然を守っていききたいと心から思っています。

それでは、一般質問を始めていききたいと思います。

まず、先日高知新聞の子どもの投書コーナーで、興津小学校の児童の作文が載ってありました。教育長も拝見されたかと思います。内容は、津波による避難の研究を京都大学の学生と共同で行っているというものでした。そして IoT も活用し、その避難所マップの中に興津のすばらしい景色や場所も紹介しているということを載せていました。その児童がいつか町の危機管理課で働いてくれる、活躍してくれるのではないかなという感動と元気をいただきました。

このように、小規模校ならではの地域密着の学び、地域を育てる学びこそ、四万十町の教育のすばらしさであり、この姿を守り育てていくことが教育委員会のあるべき姿ではないかと痛感いたします。

それでは、文化的複合施設の基本構想について伺っていこうと思います。

私が 2 年前にこの議会に入って、町長の行政の話をも最初にされたときに、挨拶をされたときに、協働できる仕組みをつくっていくことをしていきたいという、町民同士がしっかりとつながって協働できていく仕組みをつくりたいとおっしゃられていたのが、非常に心に残っております。正にこの文化的複合施設は、そのような構想の下にやっっていこうとしている事業ではないかなと思います。進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（下元昇君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 進捗状況についてでございます。

令和2年度については、基本設計業務に取りかかるとともに、実際の運営方法を定めるサービス計画にも着手しているところでございます。それと並行いたしまして、事業について町民の皆様に説明し、意見交換する場や設計についてのワークショップを行う予定でございましたが、この新型コロナウイルス感染症禍で停滞しているのが現状でございます。それでも夏以降において、ワークショップやシンポジウム等を行ったり、町内の関係団体の会で時間をいただき、説明をさせていただいたところでございます。年明けからこの動きについて本格化させる予定でございましたけれど、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大によって予定を立てにくいという状況になってきております。しかしながら、今後も引き続き意見交換の場であるとかワークショップについては、様々な場面で実施していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 着々と進められているということで、ますます地域や町民の方々との協働の姿勢、行政がこれから担っていくこと、そして町民が担っていくこと、本当にこれ、一つずつしっかりと協働の姿勢をつくっていく一つの事業だと思います。

こちらの「へいわごとじぶんごと」というNPO法人高知こどもの図書館が25周年に出された記念の冊子があります。その中には、「アンネ・フランクという少女の日記を知っていますか」というところで、「それとは逆に、私たちはどんな不幸の中にも常に美しいものが残っているということを発見しました。それを探す気になれば、それだけ多くの美しいもの、多くの幸福が見つかり、人は心の調和を取り戻すでしょう。そして、幸福な人は誰でもほかの人まで幸福にしてくれます。それだけの勇気と信念を持つ人は、決して不幸に押し潰されたりはしないのです。アンネは隠れ家で25か月間、読書が支えの一つとなり、困難な状況にあっても希望を持ち続け、周囲を幸福に導く力を得ています」ということです。正にこのような読書の持つ力や、芸術・文化・アートの持つ力というのは、人間の生きる活力そのものだと思います。そして、新型コロナウイルス感染症禍の中でもこれからのグローバルな、世界全体、地球全体を見ていかななくてはいけない社会において、ローカルでしっかりと足元を考えていく、足元を豊かにしていくという視点で、この文化的複合施設は非常に有効な力を持ってくる、引いて見たら一つの大学的な要素も兼ね備えていくのではないかと思います。四万十町が持つ文化的複合施設への将来構想をお伺いいたします。

○議長（下元昇君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 将来構想についてでございます。

まず、四万十町として子どもたちの未来に投資するという選択をしたということ、新しい文化的施設の目指すものとして、この投資が子どもたちの学びを促し、現役世代の大人や高齢者の方にも、情報という言葉キーワードに、みんながより良く生き、町がにぎわうという好循環化を目指しているところでございます。町民の課題の数だけ文化的施設の需要があるという考えの下、一つ目として、これから子どもたちに次世代を生き抜く力として、創造体験や最新の情報や技術の体験などを通じて課題を発見し、解決していく力を育てる施設を目指すということでございます。また、町民の皆様が抱えている仕事や健康、子育てなど、いろいろな悩みや課題の解決に向けて、調べたり、誰かにつなげたりして解決に向けての支援を行うという施設も目指しているところでございます。そして、このような日々の活動を続けながら、5年後、10年後にはこの文化的施設が町民にとってなくてはならないものとなっていることがこの施設の目標であり、将来構想の柱となるものでございます。そして、せっかく造る公共施設でございますので、新しい人の流れをつくり、周辺にもにぎわいをもたらし、町の活性化につなげたいというのも大きな目的であり、将来構想として広げていく課題でもあると考えているところでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 新しい人の流れをつくる、そして一人一人がしっかりと自分の幸せをつかんでいくことができる情報を提供していくということです。そして、その社会的背景としては、12月14日の社説でも載っておりますが、税制改正についての記事ですが、新規の減税は企業向けが中心で、家計に関わる所得税の軽減など、格差是正の方策は置き去りにされてしまった格好だということです。本当に新型コロナウイルス感染症禍の中で非常に格差社会が広がっていることに強い懸念があるんですが、しっかりと一人一人に教育という学びを提供していく、そして居場所を提供していく、子どもだけではありません。子どもが生きやすい社会というのは、高齢になっても生きやすい、そういう子育てしやすい四万十町は、年をとっても元気に笑顔で暮らせる四万十町であると思いますので、その方向性に向かってみんなで努力していきたい、そのように感じています。

周辺の空き家や空き店舗があります。利用のための開拓に集落支援員を活用してはいかがでしょうか。地域おこし協力隊を活用しては、担っていただいてはどうかという話もある

りますが、やはり土地勘などが、そして人と人とのつながりがしっかりとある方でないと、なかなか難しいのかなと感じます。いかがでしょうか。

○議長（下元昇君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） お答えをさせていただきます。

集落支援員が出ましたので、集落支援員がどういうものかも含めて答弁させていただきます。

集落支援員につきましては、総務省が支援する地方自治体の取組でございまして、先ほど議員からも言われましたけれども、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材が町の委嘱を受け、町職員と連携をしまして、集落への目配り、そして集落の巡回、状況把握などを実施しまして、それらを通じて必要とする施策を展開していくものでございます。そういったところで、周辺の空き家、空き店舗利用のため、そのみに集落支援員を活用するということは少し難しいと思うところでございますけれども、窪川の街分地域で集落点検を実施し、街分地域の現状、課題、あるべき姿などを話し合っていくという必要がございましたら、集落支援員を街分地域に設置して、その中での活動であれば可能かと思っております。

以上です。

○議長（下元昇君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） あっと本町など、町民主体の本をキーワードに活性化していこうという、まちなかでにぎわいを取り戻そうという活動もされていますし、岩本寺においても様々な新しい形の、仏教への関心を持っていただくために様々な活動をされて、町民主体で頑張っている状況だと思います。しっかりと行政のできることをやっていただきたいということで、空き店舗、空き家については積極的に開拓していただきたいと思います。

そして、街分の危険家屋については、行政代執行も必要ではないかと感じています。高知新聞の1面にも以前載ってましたが、やはり崩壊寸前の空き家があります。そういうのを、仁淀川町なんかは行政代執行をしているということでした。予算が膨らむということが大変懸念されるんですが、一定、子どもたちやこの町のことをよく知らない人が歩いている状況において、あまりにも危険すぎる家屋については行政がしっかり手を出していく必要があるのではないかと感じます。いかがでしょうか。

○議長（下元昇君） 建設課長吉岡範満君。

○建設課長（吉岡範満君） そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険で、周辺住民

の生活環境に悪影響を与えている家屋が危険家屋であり、それに対する行政代執行へのご質問でございます。

この危険家屋に対して、町が全て強制力を持つものではございません。人が住む家屋に対しては高知県が、空き家に対して町が強制力を持つということでございます。空き家であっても所有者が管理する義務を負う財産ですので、所有者等に適正に管理していただくことが重要であると思います。行政代執行となりますと、その個人の財産に行政が強制的に手を加える重大なことであり、代執行に係ります費用につきましても所有者等に請求することが前提となります。また、家屋内に動産がある場合などは、その動産の管理方法に関する規定がない等、代執行には慎重な対応が求められるところであります。ご理解いただきますよう、よろしくお願いします。

○議長（下元昇君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 大変理解できる部分なんですけど、子どもや知らない方が通りかかって、もしものことがあってからでは遅いのではないかという、そこが一番、じゃあその問題をどう回避していくのかという、それはどのように考えられていますか。

○議長（下元昇君） 建設課長吉岡範満君。

○建設課長（吉岡範満君） 一応その所有者の方、またはその危険家屋の所有者の方を調査しながら、その所有者の方に働きかけるという形で、強制力を持つもの、強制力を持たないものもありますが、話合いの中で、特定の危険家屋になる前に何とかしてくださいということを働きかけていくのが現状でありますので、そこにいきなり強制力を持ってやっていくというのは、なかなか踏み切れないところがあります。

以上です。

○議長（下元昇君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 先ほど県の管轄の部分も言われましたが、県への働きかけもなされているということで理解してよいでしょうか。

○議長（下元昇君） 建設課長吉岡範満君。

○建設課長（吉岡範満君） 本当に危険な状態の家に人が住んでおりまして、私なども含めて声かけに一定行った中で、なかなかそこに進展がないということで県の方にも来ていただきまして、お話もしていただくということもしております。

以上です。

○議長（下元昇君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 進めてくださっている、しかし、なかなかどうにもならない現状ということで、しかし、その現状をそのまま置いておくわけにもいかないと思いますので、しっかりとした手だてを考えていかななくてはいけないと思います。

小鳩保育所跡地を利用し、十和の文庫機能として活用してはいかがでしょうかということを出しております。これは、小鳩保育所が2月に移転します。すると、現在の小鳩保育所を、空き施設にはしないという思いがあります。地域活性化のためにもしっかりとそこに風を通していく、人をそこに来ていただけるようにするということは、地域経済にとって非常に重要なことだと感じています。小鳩保育所の跡地利用についてしっかりと議論がされているのかどうか、そして、そこに十和の文庫機能として活用してはと出したのは、一つの例として、あっと本町のような四万十町全体として文化的複合施設を活用していこうという流れを十和にもしっかりとつくっていくという意味合いで、一つの居場所にしていってはいかがだろうかということの一つと、以前に請願でも出ていたと思うんですが、十和地域には公園がないということで、公園にもなり得る場所でありますし、雨のときにも子どもを連れていって遊ばせることができるなど、大変優良な土地だと思います。どのようにお考えでしょうか。

○議長（下元昇君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 現小鳩保育所についてでございます。現小鳩保育所の活用については、有効に活用できるよう十和地域で十分に議論し、決定していくべき課題であると考えております。また、十和地域の文庫機能という提案でございます。既存の隣保館であるとか休校校舎の活用についても、図書機能の拡充という提案もいただいておりますので、今までの経緯を踏まえまして様々な意見を集約し、皆さんが納得できる方向で決定すべき課題であると考えているところでございます。

議員提案の古書街道的な動きであるとか、公園機能を持たすという部分についても魅力的な提案であるとは思いますが、今までの経緯も含めて十分考えていくべき課題であるというところでございます。いずれにしても十和地域の読書環境を整えることについては、十和地域振興局とも十分連携して進めていこうと考えているところでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 小鳩保育所跡地利用に関しては横に置いておくのではなく、しっかりと現在進行形で進めていく必要があると思います。

それでは最後に、文化的複合施設のことの総論として、こちらに「旅の途中」という本を持ってきました。町立図書館で借りてきました。これは家地川出身の西森洋一氏という画家の方が事故で障がいを負われて、それを乗り越えていくという中でこの絵を描いていくということをされています。すごく希望に満ちあふれているというか、命を輝かすとか、自分の人生をどのように生きるかという姿勢が本当にあふれ出ている本なんです、このような四万十町ならではの本や美術、そういう深い歴史のあるものだと思います。そういうものをしっかりと押し出して行って、また町民の方としっかりと連携していくことが非常に重要だと思います。急ぎ足になる必要はないと思います。しっかりと議論しながら、着実にこの輪を広げていく。そういう姿勢が大事なんじゃないかなと思います。町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（下元昇君） ちょっと待ってください。14番、今のその本のお名前を、西村氏を西森氏と発言したので、後でも結構ですので、訂正をお願いします。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私からお答え申し上げたいと思います。

正に村井議員が言われましたように、しっかり時間をかけるところにはかけて、ただ、一定スピーディーな、なるべく早く供用開始も必要だと思いますので、その辺はきめ細かに現場と詰めながら進めていきたいと思います。正に今、村井議員が言われましたように、本当に町民の集いの場、そしてやはり交流の場、さらには子どもたちの生きていく糧とする、そういった文庫機能、あるいはその箱物だけではなくて、造ったあとはやっぱり生涯学習の拠点というような位置づけ、それを大正・十和地域にも広げていくという考え方は私自身も持っておりますので、是非今後、様々な機会を通して住民の皆さん方にしっかり説明できるところは説明していくというスタンスの中で、今日ご指摘いただいた部分については、しっかり慎重に進めていきたいと考えておるところです。

○議長（下元昇君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 訂正させてください。さっき西森氏とやってしまいました。西村氏の間違いです。申し訳ありません。

では、次の項目に移りたいと思います。大規模風力発電についてです。これはほぼ2年間にわたってやってまいりました。

まず、概要と進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（下元昇君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） お答えいたします。

概要につきましては、事業名称は仮称でございますけれども、大藤風力発電事業でございます。開発事業者につきましてはオリックス株式会社となっております。事業の予定場所につきましては、四万十町打井川以西、市ノ又風景林までの四万十市との境界沿いの尾根筋となっております。計画概要につきましては、3,000kw級の発電施設最大49基程度、最大出力14万7,000kwの設置を予定しておるところで、運転開始予定につきましては2026年12月を見込んでおるところでございます。

次に、現在の進捗状況でございますけれども、風況観測塔による風況観測を実施しておるところでございます。これは2021年までの観測となっております、有人調査につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響がありまして多少遅れが生じているということでございますけれども、現在のところ、2026年以降に運転開始をするスケジュールには変更がないと伺っておるところです。

以上です。

○議長（下元昇君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） このお話を伺ったときから、この事業は四万十町にはそぐわない事業だとずっと主張してまいりました。私たち四万十町は四万十川を守ってこそ四万十町であると思ひますし、生物の多様性、そして静けさや森や川の美しさ、そして海の豊かさ、このような一次産業となるような、その基盤になることをしっかりと守って育てていくということが四万十町の在り方だと、私はずっと主張してまいりました。また、49基にわたる、大規模な風車による被害というのは、近くに住む町民の中から約10%から15%に健康被害が生じるという調査もされている中で、決して健康被害を出すようなものは建てるべきではないですし、町民の健康と財産を守ることが町長の大きな役割であると感じています。そして、様々な大規模な風車を建てることによる弊害がここにたくさん書かれておりますが、体への被害ももちろんのこと、耳障りな騒音が、シュッ、シュッ、シュッという、そういう風を切る音、一番先端は新幹線ほどの速さがあると言われております。田舎の魅力、静かな環境が台無しになったり、美しい星空、天の川が見えるこの四万十町です。10km先からも目立つ強烈な光が、航空塔がピカピカと一晩中点滅、風車の影がストロボ効果というものを生むことによって、人によってはすごく吐き気がしてしまう人がいたりだとか、そのようなことがある。また、低周波による健康被害、永続的な騒音公害、そして本来は静けさや豊かさに魅力を持ってUターンやIターンされる方の減少、鳥を直撃

するバードストライク、四万十町のヤイロチョウが非常に危機にさらされる、そして大きな山のでっぺん、尾根に敷地を造りますので、そのためにシカやイノシシが下の里に下りてくる、そのことによって動物の被害があるということです。そして、土砂災害を誘発したりだとか、保安林を解除することによって山が守られなくて、雨が降れば大きな土砂災害につながってくる。そして、住みなれた地域や自然環境を守る、そういう地域への愛を持った人々の心は本当に傷ついていくと思います。

こちら、昭和57年の副町長の新聞記事ですけど、青年のそういう意気が、四万十川を守っていくという気持ちの表れが四万十川まつりなんですという、青年団をやられていたときの記事なんです。本当にこういうふるさとへの愛が、川への愛情、そういうものが壊されてしまう可能性のある大規模風力発電に対して、町長は一刻も早くこの事業に町有林を貸さないという判断をしていただきたいと思います。所見をお伺いいたします。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げたいと思います。

村井議員の、本当に地域を思う思いであるとか、そういった本当に危機感を持ったご質問、私自身も率直に受け止めたいと思います。

前々から申し上げておりますけれども、私も一つの自治体の、末端自治体の首長として、一定そういった判断をする材料を確保しながら、そこで分析をして方向性を決めるという責任もあります。そういう意味では、今の段階で既に、前も申し上げましたように、中止を要請するだとかということではなくて、やはり今、環境影響調査もやっておりますので、その結果を見てしっかり、ここの辺は議員も町民の皆さん方も含めて様々な議論をいただいて、その時期に私自身、適当な判断をさせていただきたいと思います。そういった意味では、今ここで反対の意見をということはちょっとできない状況でございますので、これは引き続き、今日、村井議員からご指摘あった視点から、私自身もそういう思いもありますので、町民を代表する立場としては、町民全体の中でこの案件については最終的な判断をしていきたいと考えているところでございますので、その辺のご理解をいただければ、非常にありがたく思います。

○議長（下元昇君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） そこは理解できないという、私の視点です。町民の財産や命を守るのは町長の責任であると思います。そこに暮らしている対象の人たちに被害が出てからでは遅いと思いますし、この風力発電というのは、再生可能エネルギーという名の下に大

きな森林環境破壊を起こしております。しっかりとエネルギーについて、自分たちのエネルギーを地産地消していくということについて考えていくことが、私たち議会議員、そして執行部のすることであると思いますし、県としても分散自立型を後押ししつつ、自家消費の小規模太陽光などはFIT適用を続けるとともに、各地で自立した電力供給体制を進めると言われています。太陽光がバブルであると、本当に大規模風車もバブルだと思います、一つの。

まち・ひと・しごと総合戦略で「つくる責任、つかう責任」というところ、ここに書かれていますよね。本当に大量にこれだけのものを造って、20年後にじゃあどうなるんだろう、そしてCO₂を削減すると言っているけれど、回っているときのCO₂のことについてしか調査されていないんです。それを造るに当たっての造成等々、そして、そこからもし風車を操業した後に、そこで切られる森、そして、濁流がもしかしたら流れていく、そのために土佐湾が汚れていく、四万十川が美しいということは海が美しいということです。土佐湾を守っていかないと。先日中土佐町議会にも傍聴に行かせていただきました。議会の一般質問の中で、カツオの減少が大変深刻化しているというお話でした。カツオを守っていくには、山をしっかりと守っていくという姿勢が何より大切だと思います。

そして大正の山、そして木はすばらしい力を持っていて、先日の島岡氏という方の講演会でもおっしゃっていたんですが、韓国の高敞郡という町と国際交流をしているときに、インガンスン市長が窪川へ来て、宝の山だと感動したと。そしてお寺に行ったときに、国立劇場の床材も四万十町産であり、清水寺でも四万十町産のヒノキを使っているということをおっしゃっていたんです。本当に誇るべき山があるのに、それを切り取って、エネルギーを無駄に大量に使うことに関与していくというのは、本当にあるべき姿じゃないと思うんです。しっかりと私たちの町から地産地消のエネルギーを考えていくことこそが、このSDGsにも関わっていきますし、まち・ひと・しごと総合戦略にも関わっていきます。アユと共に生きる地域づくり宣言もされていますし、先日、アユがしっかりと育っていくように後押ししてほしいということで、県に懇談に伺ったと言われていました。それで、そこには黒笹氏も一緒に行ったという話でした。高知県は幸せの地産外商をするべきだと、高知県人はみんなで堂々と大声で天下に叫びましょう、高知県の幸せは、今、日本が必死で探している幸せの形かもしれないと言われております。目の前に流れる川でアユが取れる、そしてカニが取れる、これ、何よりの幸せじゃないでしょうか。家族で遊べる川が近くにある、これ以上の幸せがあるでしょうか。安心して暮らせる場所をしっかりと守って

いくのが、町長の責任ではないでしょうか。いかがお考えでしょうか。

○議長（下元昇君） 通告書にない内容ですけれども、町長、答弁できますか。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 村井議員の本当に率直な熱い思いが伝わっております。前からずっと私には伝わっておりますので、あえて今日ここでご回答させていただければと思いますけれども、私自身もこの大藤発電所ありきとは考えておりません。今言われたように、総合的な面からこういったお答えしか今のところできないんですけども、やはり住民の幸せと、さらに今日は本当に多くの皆さん方に傍聴に来てもらっております。この町を求めて、ここの町で子育てしていただいたり、様々な町の活動に関わっていただいている方がたくさんおります。移住者も本当に、今、Uターン者が多いです。そういった魅力は、やはり今、村井議員が言われたような町の魅力、総合的な魅力につながっていると感じております。そこをしっかりと、私自身も大事にしたいと思いますので、是非、今の状態で確かに大藤発電所をやる、やらんじゃなくて、そういった村井議員と同じような視点で私自身も勉強もする、研究もする、さらには最終的な判断をして意見書を出していくという手順は取っていきたいと思いますので、ただいたずらに大藤発電所ありきではありませんので、そこのご理解をいただきたいと思います。

もう一点、申し訳ないですけども、せっかくの機会ですから、SDGsの話がありました。当然、自然エネルギーの推進は我が四万十町の環境基本計画の中にもうたわれております。それはもとより、国連の今回の推奨したSDGsの中で、環境というキーワードがあります。テーマがありますので、ただ、そういった開発を阻止するということでもなくて、我々がいかに、どれくらい、例えば電力の消費を控えるだとか、例えば食品ロスとか、そういったものに努めながらこの事業は進めていきたいと思います。ただ、よその市だけではなくて、我々がどれくらい努力するか、努力目標も決めてやっていって、結果としてどういう判断をするのかというのが、やはり町民の、我々も含めた課題だと思いますので、是非、大藤発電所ありきではないということをご理解いただいて、そのエネルギーだけではなくて、今、洋上風力もだんだんに推奨されていますので、その全体の中で、我が町においても、それから国内においても、必要かどうかを皆さん方と一緒に判断をしていきたいと思いますので、是非そういった視点で、今日しっかりと村井議員の気持ちを受け止めましたので、ご意見も伺いましたので、今後しっかりと、私なりに分析をさせていただいて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（下元昇君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 決してこれ、村井議員の意見ではないです。私を支えてくれる全ての方、また投票はしなかったかもしれませんが、しっかりと四万十川を守っていくのが四万十町の在り方やということを、いろんな人から私、言われています。

経済と環境は対立軸だという考えは、現在見直されてきつつあります。環境に優しい社会は人にも優しく、安心して暮らしやすい社会を担っていくということで、経済と環境は対立ではなく、環境がより良くなる、すると経済的にもより良くなる、こう社会が変革している、正にその途中だと思います。この新型コロナウイルス感染症禍で本当に一人一人が意識を変える一つのチャンスとして取れると思いますが、幸せにとって何が必要なのかということを、一人一人が考えるきっかけになりました。

本当に量から質、質が伴わない場合は量だけがあれば良いという時代は終わって、質の時代が変わってきました。物を売るにしてもどんなストーリーがあるかとか、どのようなところで作られたかが重視されて、皆さん購買していくような社会に変革しています。そして所有から利用ということで、本当に、四万十町が所有するのではなく、世界中のいろんな人にここにある環境、自然を使っていただく、そう変わってくると思います。こういうことが経済とつながって行って、さらなる四万十町の発展につながっていくと思います。

大変長くなりましたが、決して私だけの思いではないというところで、四万十町の最高法規でもある四万十町まちづくり基本条例の第24条、住民投票、「町長は、町政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる」そして、三つ目のところに、「その結果を尊重しなければならない」とうたわれております。住民投票をするということも一つの手ではないかと思います。町民は、本当に四万十川のしっかりとした保全を願っている。本当に町民みんなの願いだと思います。この住民投票をしていくということについて、いかがお考えでしょうか。

○議長（下元昇君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） お答えさせていただきます。

先ほど議員がおっしゃられましたとおり、まちづくり基本条例では町長は住民投票ができると、実施することができるとしておるところでございますけれども、風力発電事業につきましても、議員がおっしゃいますように非常に危惧もされる要素がございます、賛否両論ある事業であるということは十分理解しておりますけれども、町が実施主体ではご

ざいませぬ。また、先ほどちょっと申しましたけれども、積極的に誘致をしようとするものでもないという点、また、事業に関して町が関与する法規制等がないという現実もございます。また、事業が四万十市と四万十町にまたがる事業でございますので、四万十町で住民投票を行うということはどうなのか、また、仮に四万十町の住民投票の結果が事業の進捗にどのような影響をするかということなど、非常に慎重に考えなければならないと思いますし、先ほど、ちょっと条例のことに触れましたけれども、事案ごとにその都度条例で定めるということでございますので、議会の議決も要ります。そういったところを慎重に考えなければならないと思っております。

以上です。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 大変重要な問題ですので、私からも答えさせていただきたいと思っております。

私の経験上、住民投票条例、町民投票という表現でございましたが、経験があるのが窪川原発のときです。結局投票までは至りませんでしたので、それは住民の皆さん方の意思も反映せずに凍結となったところですが、やはり今回の件は、通常、今の様々な施策もそうですけれども、やはり十分に我々が理解して、お互いがそれぞれ勉強して、結果的に議会での判断に委ねるのが本来の手法でございますが、事、住民の相反する方が大変、非常に、極めて多いと。それがまた、それぞれお互いが対岸から石を放り投げるようなことにならない状況であれば、その方法もあると思います。ただ、住民投票はやっぱり数の問題になりますので、非常に、我々の執行権、裁量権を執行せずにそういったところに委ねるのであれば、かなりの情報提供を高めながらやっていく必要があると思います。現時点ではやはり私の責任として、しっかりこの問題については、環境影響調査も含めていろんなところで議論させていただいて、また議会議員の皆さん方も、それぞれ一緒に協働に学習をしながら、そういった段階で判断をしていきたいと思っております。ですから、まだ全然、これを全否定するわけではございませんけれども、今のところ住民投票条例をつくってやっていくという考え方は、ちょっと持ち合わせていないのが現状でございますので。ただ、今後そういった方向になれば、全く不可能ではないと思っておりますので、そういった状況も踏まえてご理解いただければいいと思います。

○議長（下元昇君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 積極的に進める事業ではないとおっしゃいましたが、FIT（固定

価格買取制度)を、もう国がやめるときに、駆け込みでこのオリックスは提出したわけなんですけど、そこに町有地を貸す意思があるという判こを押さないと出せないなので、押し出したということですよね。それは積極的に事業を進める行為じゃないんでしょうか。

○議長(下元昇君) 企画課長山本康雄君。

○企画課長(山本康雄君) オリックス株式会社への賃貸証明書につきましては、昨年度の10月25日に提出をしております。その際に議会でも答弁をいたしましたけれども、その証明書によって土地の賃貸を約束するものではないという条文は入っておりますので、積極的に進めると町が思っているということではございません。

以上です。

○議長(下元昇君) 14番村井眞菜君。

○14番(村井眞菜君) ここは最後にしたいと思いますが、町民レベルではしっかりと大規模風力について、学んできました。講演会も4回行い、新型コロナウイルス感染症禍ではインターネットを活用してオンラインシンポジウムも開催し、非常にいろいろな側面から勉強してきました。その中で、環境影響調査が出てから、企業がお金を費やしてからでは遅い。しかも環境影響調査には事業を止める効力がないという側面がありますので、非常に危機感を抱いているということなんです。本当に一刻も早い決断を、英断をお願いしたいと思います。

では次に、大正学校給食センターの再編についてお伺いいたします。

3名の議員の方からもこのことについて取り上げられ、大正学校給食センターを残していかなくてはならないという意見が多く出ております。なぜなら本当に急に出てきたお話ですし、もっとしっかりと議会と話し合っていくべき問題であると思いますし、昨日13番議員からも言われましたが、しっかりとした再編計画を持ってしなくては納得できないというところが、本当にあります。また、大正地域の経済的な影響も出てきますし、そこで働いている方も、また勤務が遠くなってしまう。そして、食べてもらう生徒たちの顔が見えなくなるなど、様々なことが懸念されています。

そもそもの大正学校給食センターの意義について、教育長にお伺いいたします。

○議長(下元昇君) 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長(西谷典生君) それでは、大正学校給食センターの意義でございます。

大正地域は昭和45年より給食が開始されておまして、完全給食です。約50年たつておると聞いております。こういった歴史もありまして、子どもの食については地元でという

意識も大変強いと思っております。また、先ほど議員おっしゃいましたように、一般質問の中でもそういった思いを感じるというところがございます。特に田野々小学校におきましては、センター方式とはいえ給食センターが隣にありますので、大変身近な存在で、顔が見えると言われたのもそういったことだと感じております。

今回の給食センターの再構築につきましては、衛生管理のさらなる向上を目指したものでありまして、また、四万十町全体の給食についてを検討する中で、大局的な見地に立つて方針を定めたものでございます。経済的な側面、あるいは勤務の側面と議員おっしゃられましたが、経済的な面も、そういった方々などのお話もしながら、十和になっても引き続き取引もしていただくお願いもしますし、勤務が遠くなるとはいえ、できるだけ、四万十町の組織ではないですので勤務の確約はできませんが、なるだけそういった意見も、委託しております四万十食材管理協同組合にも伝えていきたいなと思っております。

○議長（下元昇君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 私も調理師免許を持っていた関係で、小学校で給食を作っていた経験があります。その中で、学校給食法で五点目にあります「食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養う」ということで、本当に作ってくれている人、または給食の素材を作ってくださっている農家の方や漁師の方と通じているということが本当に、食育的な観点からも大きく子どもたちの学びにつながっています。そしてこの辺りでも、窪川でも、魚屋の前を歩いてたくさん魚があったときに、「これはどうされるんですか」と伺ったら、「これは窪川の給食センターにやるためにさばきゆうがや」という話をされていました。本当にこういうつながりが一つ一つ大切だと思うんです。ささいなことですけど、こういう日常的に、近くの人がおいしいご飯を、あったかいご飯を作ってくれている、これが心のつながりになって、大正地域の絆になっている。

学校給食センターは本当に様々な役割を担っている施設だと思います。そして食をつかさどっているということで、私たちも1日2食や3食食べますよね。本当に、生きる上で欠かせないものだと思うんです。災害時には食のセンターとしても使うことができますし、また現在配食サービスが大正地域では、ほぼできていないと思うんです。こういう配食サービスとの連携なんかをしていくことで、また新たな視点でしっかりと大正地域の食を守っていく、そして食の環境を守っていくということは、非常に重要なことじゃないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（下元昇君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） 村井議員は調理も経験されたということで、大変思いも分かるところでございます。食育につきましては、各栄養教諭の皆様方が各学校におかれまして、その食材の取れたところとか、そういったものも含めて食育という形でご紹介もされてやっておるところでございます。それと、そういったこともやりながら、地元の食、地元の方々の顔が見える形での紹介もされておると思っております。

それと、あと配食サービスという件なんです、これは大変難しゅうございまして、いろいろ衛生的な面とかもございまして、すぐにそういったことでの検討はしていません。他の学校給食センターでは、新しい給食センターを建てる際にそういった社会福祉も含めた形での建築なんかも考えられておる例もありますが、しかし今の状況で、大正含め窪川、それから十和の給食センターでそういったことを始めるとなれば、かなり課題が多いと考えておりますので、それは今後の課題と考えております。

以上でございます。

○議長（下元昇君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 様々な課題を克服しながら、やはり子どもたちの食育ファーストで考えていただきたいと、教育長にも本当にお願いいたします。

あんまり時間がもうないですが、最後に、ちょこっと森林環境譲与税について触れたいと思います。大規模風力発電とも関連してはくると思うんですが、四万十町の森林ビジョンはどのようなビジョンを持っておられるか、そして四万十町の持つ森林ビジョンというのは産業へのビジョンでもあると思いますので、お伺いいたします。

○議長（下元昇君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） それでは、私からお答えいたします。

ビジョンといいましても様々ございますので、私から山づくりのビジョンということで申し上げたいと思います。

これまでの経過もございますけれども、四万十町の森づくりににつきましては、環境面や触れ合いを重視した考え方に基づきまして、森林整備を行ってきたところでございます。具体的には、環境面におきましては四万十式作業道の推進でありますとか、町有林についてはSGECという森林認証、これはきちんとした森林が管理できているという認証を受けまして、公益的機能と木材生産の両立を目指してきたというところでございます。

もう一点、触れ合いにつきましては、県ですとか環境先進企業とのパートナーシップ協

定に基づきまして、協働の森づくりなどを通じて、そういった森づくりの経験ですとか学びの場ということで活用してきたということでございますので、大きくは環境面、それから触れ合いを重視したビジョンということで捉えていただければと思います。

○議長（下元昇君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） しっかりとしたそのようなビジョンを持って、何十年後にどのような状況をつくっていきたいのかというしっかりとした目標を持って、今、じゃあ何をしなければいけないのかと見ていくことで、そのゴールにたどり着くことができると思います。長いスパンで考えていくことが重要だと思います。

そして、森林にはたくさんの機能がありまして、木材生産や水源涵養、そしてエネルギー源、エコロジ的な生物多様性や遺伝子の宝庫、地球環境にとって、炭素を固定したり酸素を発生させたり、湿度を安定させたり、ヒートアイランド現象の抑制や住民への安全性を図るための洪水ピークの抑制や斜面崩壊の抑制、落石防止の抑制、表土流出の抑制、また教育的なものや健康的なものへの貢献、そして忘れてはいけないのは、若者たちへの持続的な食と雇用になるということです。しっかりとした四万十町の森林ビジョンを持って水を守っていく、そのような姿勢で、世界に誇る四万十町を皆様とともに作り上げていきたいと思います。また今後ともよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（下元昇君） これで14番村井眞菜君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩とします。10時45分まで休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第2、議案第94号四万十町音声告知放送システム再構築工事請負契約の締結についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番武田秀義君。

○6番（武田秀義君） これに関して疑義があるわけではないんですが、この審査の審査委員が7名出されておりますけれども、以前のプロポーザルの件でも問題、疑義があった

ように、ある一定方向が固まったメンバーでやるのはいかなものかな。問題が出る可能性もありますので、メンバーはこういうふうに固まらないほうがいいのではないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（下元昇君） 危機管理課長川上武史君。

○危機管理課長（川上武史君） それではお答えさせていただきます。

確かに、指定管理などの管理者を選定する場合については、選定委員について民間の方を入れたりということが通例であるかと思いますが、今回のこの工事に関しましては町の施設であるということと、それから民間の方を入れるに当たっても、かなり専門的な知識のある方に入っていただかなければならないというところもあります。その専門的な知識を持つ方というのが、イコール入札資格、参加資格を持つ利害関係者になる可能性もあるというところもあります。また、今回の工事に関しましては既存のケーブルシステムを利用して、その上に整備をしていくというものでございますので、ケーブル事業を現在行っております四万十ケーブルテレビの方には入っていただかなければならないといったところもあります。そこらのことをもろもろ考えまして、今回は町で、実際運用する我々の側と、それから既存のケーブルシステムを管理している四万十ケーブルテレビで審査委員を固めさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 6番武田秀義君。

○6番（武田秀義君） そういった事情はよく分かります。じゃあ、その専門的な見地の人というのが入札に関わるということであれば、やはりそれに関わらない専門的な知識を持った者を入れるということも住民に対しての一つの安心材料でもありますので、今後、そういったところも一定考えていただいて審査に臨んでいただければと思います。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 私は工事内容について、ちょっとお伺いしてみたいと思いますが、今回、更新に当たって様々な工事の内容があつて、個別端末設備の更新というもの、今回の契約の中に入っていますが、現在町内でどれだけの数の個別端末機器が設備をされておって、当然更新になりますので、現在の設備と併せて再度、工期が翌日から令和4年までになっていますので、場所によってはつけてもらいたいという人が出てくる可能性も

あるかと思いますが、できるだけ早急に、この契約が成立した後、調査してみることも必要ではないかなと。今後に備えて、個別に1件、2件、設備になるとまた余分なお金もかかりますので、この際希望を取って、それは審査もしながら、同時に新しいところもつけるケースも出てくるやもしれませんので、せっかくのこの契約時に町民にそういうお知らせをし、申請をしてもらうということも大事ではないかなと考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（下元昇君） 危機管理課長川上武史君。

○危機管理課長（川上武史君） それではお答えさせていただきます。

個別端末の件でございますけれども、現在四万十町内で、全部で828の端末が整備されております。今回の再構築の工事におきましては、これを全て交換するという形になってまいります。議員ご指摘のとおり、現状でやはり、聞こえづらいといった方が多数いらっしゃるということはご意見をいただいておりますので、把握しております。これにつきましては、この工事の内容にもあります多メディア配信、いろいろな媒体を使って情報を伝達するという方法も取りつつ、昨年度、この再構築工事に当たって、基本設計とか実施設計も併せてですけれども設計を行いまして、その中で音達調査、現状のスピーカーの状態でどれぐらい音が届くのかといった調査も行っております。その結果に基づいて、ここにも書いておりますけれども、屋外拡声装置の更新にというところで、スピーカーの位置、向き、それからスピーカーそのものの交換も一定行うようにしておりますので、その中で、まず設置をしてみないと実際どれぐらい届くかというのははっきり分かりませんので、それをやった上で、地元の方で、やはり聞こえづらいと、スピーカーの向きなどで解消ができない場合は、新たにつけるということも当然選択肢としては出てくると考えております。現状、今回の発注におきましては、828のものは全て交換ということですが、予備機も含めてですけれども、1,000個を購入予定でございますので、その中で解消できれば設置もしていきたいと思ひますし、さらに数が必要であれば、今回の工事、変更の契約になるかとは思ひますけれども、追加ということも考えております。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第94号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第94号四万十町音声告知放送システム再構築工事請負契約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第94号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第3、議案第95号町道路線の認定についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第95号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第95号町道路線の認定についてを採決します。

議案第95号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第4、議案第96号字の区域及び名称の変更についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第96号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第96号字の区域及び名称の変更についてを採決します。

議案第96号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第5、議案第97号四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） それでは、議案第97号ということでお伺いをしたいと思います。

この内容については、感染症の防疫作業手当の内容について一部、今回は新型コロナウイルス感染症禍の状況の中にあって、新型コロナウイルス感染症に対応するための条例改正という説明がありました。人事院からの規則も書いてありまして、一番下段に書いてありますが、そういった、今回は人事院の特例の内容を受けて、本町においても、新たに新

型コロナウイルス感染症に対する防疫作業に従事した場合に手当を支給しますということで、その折々に3,000円あるいは4,000円と書いて、出てきておりますけれども、まずお伺いしたのは、今からこういった状況下にあった場合に、町職員がどういう形で対応をするケースが想定をされているのかどうか等を聞いておきたいと思います。

合せて、今回この関連では総務省の発出文書ということで、ちょっとインターネットから引き出してみましたら、非常勤職員を含む全庁的な職員の業務内容も変更して対応しなさいということが、総務省からのいわゆる指示文書に書いてありますので、業務体制の確保ということで、新型コロナウイルス感染症に対応するための業務体制を今からつくっていくのか、今の状況が発生したときにそういったことに対応するのか、その辺りのことについての、今回この条例を出す場合にあっての内容をお伺いしておきたいと思います。

○議長（下元昇君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） まず一点目のご質問の、職員が対応するケースのお尋ねでございました。

この条例の一部改正につきましては、主に医療に携わる者の職員に関わるものが主なものと考えています。例えば診療所の医師であったり、看護師であったり、そういったケースでございます。また別に考えられるのは、避難所を運営する際に担当する職員が、こういったケースが当てはまるのではないかと考えております。

それから職員の体制でございますが、これはある程度想定もしておるところでございますが、対応しなければならないケースによって考えていきたいと思っております。今回のこの条例の一部改正については、主に医療に携わる職員のものとご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（下元昇君） 10番中谷康君。

○10番（中屋康君） 大方の部分については理解いたしました。主に、とりわけ診療所は我々の町においては対応する場所ということで、それに従事する職員に対する、緊急に行う場合の作業に従事した場合は1日3,000円、それから感染症の患者、またその疑いのある方の身体に接触して作業した場合は4,000円という位置づけになって、今回条例改正をするということですが、なお、この総務省絡みでの通達文書によると、幾分宿泊関係で、先ほどちょっと触れましたが、避難所関係もあるんですが、宿泊所に対応するといったときに、ホテルなんかのいわゆる宿泊施設を避難所に指定をした場合について、そこに職員も介在をせないかんという内容で受取りをして読んだところですが、その辺りの、現在指

定している避難所外の、そういった、たくさん蔓延した場合の避難所を、ホテルを借り上げるとか、そういったケースの想定も十分あり得るのかどうか、もう一回確認しておきたいと思います。

○議長（下元昇君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） 避難所を運営する場合に、避難の關係に携わる職員を配置した場合は、この特殊勤務手当は当然ながら当てはめなければならないと思っています。4,000円、3,000円の差は、直接に触る場合のケースは4,000円、そして感染者の方と同じ部屋にいる場合は3,000円とご理解いただきたいと思います、そういった業務に携わる場合は、今後避難所も含めてこの特殊勤務手当が当てはまると思っております。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、私も若干質問してみたいと思いますけれども、説明資料をいただいています。13ページに内容が書かれてあるわけですが、改善内容については、いわゆる新型コロナウイルス感染症から町民等の生命及び健康を保護するために、緊急に行われる措置に関わる作業であって、「町長が定めたものに従事したときは」と書かれています。町長が定めるという中身は、いわゆる先ほど総務課長から答弁があったように、感染症の蔓延防止のために緊急に行う措置に関わる作業に従事することがその一つなのか。もう一つは、感染症の患者またはその疑いのあるものの体に接触して行う作業、この二つが町長が定めるものなのか。その点は非常に私自身、理解に苦しみますので、町長が定めるとした意味は何なのかということについてお聞きをしたいのと、感染症の蔓延防止のため、緊急に行う措置に係る作業ですね。

先ほど総務課長、中屋議員の質問で、避難所の職員も該当するだろうという答弁でしたね。その日本語の意味ながですよ。感染症の蔓延防止ですね。避難所で疑いがあるけん作業したら、皆さんが3,000円出るかという問題ながですね。蔓延防止というのは、例えばクラスターが発生、1人でも発生したと、その辺りで濃厚接触者がおったと、それが蔓延防止に関わる作業なのか、いや、そんなたくさん避難所へ避難者が出てきたと。そこで従事したら、皆さん3,000円という形なのか、蔓延防止という意味ながですよ。蔓延というのは、かかった人が広がるのが蔓延じゃないかなと、感染症が。非常に曖昧な日本語でし

か私は受け取れませんので、もう少し具体的に、避難所に集まれば、職員が関わってくる。それに一人一人に3,000円支払うのか、そこをしっかりと定義づけをしておってほしいなという意味でお聞きをします。

○議長（下元昇君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） まず、町長の定めることに従事したというご質問がございました。町長が定めるものというものは、この条例の一部改正が通りましたら、総務課長通知を示そうと思っています。その内容をご説明させていただきますと、まず、1日当たり4,000円を支給する者については、町長が定めるものの内容としては感染者の身体に接触して行う作業、これがズバリ当てはまると思っています。それから、これに準ずる作業になると思いますが、患者等から検体を採取する作業、それから長時間にわたって患者等に接して行う作業など、この場合は4,000円の対象になると考えています。それから、1日当たり3,000円を支給する者としては、直接接触はしないけれども同じ部屋で作業に当たるというケースを考えています。例えば、患者等からの検体の採取に同席し補助する作業とか、患者等が使用したリネン、ごみ等の回収とか、患者等が立ち入る区域の清掃、それから患者等の搬送、それから長時間にわたってそういった部屋での連絡調整などを行う作業、こういったものを3,000円の支給の対象としています。

それで、蔓延防止のためというご質問もありましたが、当然診療所の職員については、蔓延防止のために頑張ってもらわないかんわけですが、この避難所においては、こういった感染予防のために避難所運営マニュアルをつくっておりまして、感染者が出た場合には別の部屋で対応しなければならないとなっていますので、その業務に携わった職員が、こういったケースに当てはまると思っています。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 今、詳しく総務課長から答弁ありましたが、少し答弁の内容が分かりませんが。気にしているのは、先ほど言いましたように、答弁があったように、主に診療所、あと避難所に従事した職員が該当するだろうと。今、詳細は述べられましたけど、頭には全て入りませんが、書いているのは緊急に行う措置ながですね、緊急ながですよ、日本語の意味は。まず、災害が起きたと。避難所へたくさん来たと。これは緊急に行う措置と言えるのかどうなのか、日本語の意味ですよ。私には理解できないという点。特に診療所、今も毎日診療所は、毎日と言うたら語弊がありますが、平日は開業してやっ

ていますね。疑いのある方もおるやもしれません。ということは、9月15日以降診療所に従事する看護師職員、事務職、医師については、適用するという概念でよろしいかどうか。問題なのは、緊急に蔓延防止のために行う措置に係るというのは分かるがですよ。緊急という、わざわざ言葉が入っていますので、それはどんな場合かと。避難所へ来て職員があつたら、緊急じゃけん3,000円払うのかよと。じゃあ今、大正・十和診療所、毎日患者来ています。疑いのある方も、疑うかどうかは医師、看護師ながです。咳をしゅう、これはひょっとしたら新型コロナウイルス感染者かもしれないと疑う、これは主観的な問題です、疑うというのは。それですので、9月15日から診療所の、今言うた該当者には全て支給する体制で臨むということによろしいでしょうか。

○議長（下元昇君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） 緊急という言葉についてのご説明ですが、これは新型コロナウイルスの感染者が発生したということ、これが緊急と認識しております。感染者が発生したこと、この感染に対して緊急に行う作業と認識しております。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 最後になりますが、総務課長、先ほど中屋議員の答弁を聞いておつたら、避難所に町民が来たと。そういう場合も3,000円というお話をされましたので、それやったら緊急なのかというのが疑問。ただ、今の答弁を聞いたら、そうやない。蔓延防止というのは、かかった人がこれ以上広がらせん対処が大事、それはここで言いました。蔓延というのは、かかった人からうつって広がるのが蔓延ながですよ。全然違う答弁ながです、最初の中屋議員の質問に対する答弁は。私はそう取りました。避難所へ職員が対応したら、3,000円に該当すると答弁しましたので、私は、それやったら避難所に来るのが緊急な行う措置の作業なのかよということを2回目に聞いたわけです。何かちぐはぐ、今の答弁は、感染症の人がおると。その蔓延防止のために、Aという患者が、感染症にかかった人が来たと、そういうことは診療所は普通はないわけです。かかったと判明したら、入れんがですよ、診療所もどこもかしこも。病院なり、療養施設なりに入らないかんので。だから、こういうことは想定できんがです。感染者が診療所へ来たり、避難所へ来たりということは、今の段階では想定できんですよ、確認されたら。ただ、その日本語が非常に曖昧なので、私は正確な日本語を聞きたいなと思って。総務課長が答弁されるの

で、さっきの答弁がクルクル変わりますので、最後ですが、正確な答弁を求めて終わります。

○議長（下元昇君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） 十分なお答えになるかどうか分かりませんが、答えさせていただきます。

この特殊勤務手当につきましては、新型コロナウイルスの感染が判明していないと支払うものではないと思っております。ですので、結果的に後で判明となる場合もあろうかと思いますが、その対応のため、蔓延防止のために、感染者が発生した場合にこれは緊急と認識しておりますので、今回のこの条例案のとおり出させていただくというものであります。避難所においては、当然ながら感染者がいなければこの措置はありません。感染者が発生した場合はこの作業に当たっていただくわけでありますので、その者に対してこの特殊勤務手当を支払うとするものであります。あくまでもウイルスに感染という事実がなければ、この手当というものはないと思っております。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第97号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第97号四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第97号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第6、議案第98号四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例の一

部を改正する条例について、日程第 7、議案第99号四万十町分担金徴収条例の一部を改正する条例について、日程第 8、議案第100号四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第 9、議案第101号四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について、以上、議案第98号から議案第101号までの 4 議案を一括議題とします。

この 4 議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第98号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第98号四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第98号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

これより議案第99号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第99号四万十町分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第99号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

これより議案第100号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第100号四万十町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第100号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

これより議案第101号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第101号四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第101号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第10、議案第102号四万十町保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第102号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第102号四万十町保育所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第102号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第11、議案第103号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、議第103号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質問いたします。

説明資料を読ませていただきました。今回の改正は、7割・5割・2割軽減の基準が、被保険者にとっては基礎控除が上がって、保険税が減るのではという内容であろうと読み取りました。そこで分からないのが改正内容、説明資料の24ページです。今回、来年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者が2人以上いる世帯はという形で、軽減措置に該当しにくくなるため、軽減判定所得の算定においてはという形で、33万円から基礎控除額が10万円上がると。併せて、一定の給与所得者と公的年金等2人以上いる場合には10万円と、2人であったら給与取得者等の数

から1を引きますので、2人やったら1になりますので、10万円をなお、基礎控除のものにしようということだろうという計算は分かりました。そこで、一定の給与所得者と公的年金等の支給者が2人以上ということですが、じゃあ公的年金をもらう方が2人以上おったら、これも該当になるのか、ちょっとそれが、非常に税の中身が詳しく分かっておりませんので、私は、給与所得者と必ずセットで公的年金をもらっていないければ、2人以上にならんのかよというのが私の単純な疑問です。公的年金2人以上おってたら、給与所得者等ですので、この計算式に公的年金の人も入っちゃうという私の読み方でいいのかどうなのか、その点。というのは、具体的に言えば、私も年金もらっています。妻ももらっています。ほしたら2人になるので、10万円基礎控除が多くなってうれしいなと単純に思っていますので、それが正解かどうか教えてください。

○議長（下元昇君） 税務課長松田好文君。

○税務課長（松田好文君） お答えします。

初めに、この条例が何のために改正が必要なのかを先に説明させていただきます。

これは給与所得者及び公的年金所得者の所得控除額が、法令改正に伴いまして10万円下がったことに対する調整を行うための条例改正となっています。要するに、増税にならないように、この条例改正により調整を図るとなっております。基礎控除額相当分の基準額を、議員おっしゃったとおり33万円から43万円に引き上げるとともに、給与所得者及び公的年金所得者が2人以上いる場合、被保険者のうち給与所得者及び公的年金所得者の人数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加算することを定めたものとなっております。

それで、質問なんですけど、例えば7割軽減基準の表を見ていただきたいと思います。要するにこの条例改正は、この二重線の部分、 $+10万円 \times (\text{給与所得者} - 1)$ となっていて、1人の場合は1引く1になり、ゼロになりますので関係ありませんよと。ほんで、その上の基礎控除額33万円が43万円に、10万円上がるということで、1人の場合は33万円が43万円になるということです。2人の場合どうなるかといえば、次の二重線の部分に関係してきます。10万円掛ける2引く1ですので、1ということになりますので、10万円プラスされるという計算になりまして、53万円になると。33万円の控除額が、この条例改正により53万円の控除になります。3人の場合どうなるかといえば、3引く1で2ということで、20万円プラスとなりますので、63万円の控除額になるので、議員のおっしゃったとおりでございます。

年金者だけの場合でも同じこととございます。給与所得者、今回、法令改正によりまして、給与所得者の場合は実は65万円控除というのがあったんですが、これが55万円控除ということで、10万円下げられているという法律改正があります。それから年金所得者においても、60歳以上65歳未満が70万円控除、65歳以上については120万円控除があったわけですけど、これも法律で10万円下げられていますので、この部分について上げて調整したという条例となっていて、年金所得者が2人いても、さっき言ったように同じこととなります。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 担当課長、勉強不足で申し訳ないのですが、その10万円を下げられたというのがちょっと、なぜ国が下げたかというのが私には分からん中で、このところだけしか私は、林ばかり見て、森をよう見よらんかったんですが、10万円下げられた、振替等というのがここに書いていますわね。その振替等というのは10万円国が下げた理由がちょっと分かりませんが、その点、もう一回答弁をお願いしたいと思います。

○議長（下元昇君） 税務課長松田好文君。

○税務課長（松田好文君） まずこの問題は、サラリーマンあるいは年金収入の方と自営業の方との控除額の差があるんじゃないかということで、国で議論されまして、実際サラリーマンと年金生活者、要するに給与収入者と年金収入者については、控除額がこれだけと既に法律で定められているわけです。ところが、自営業の方というのは収入から経費を引いたものが所得と定められていまして、なかなかサラリーマンとか年金収入者が得られるような控除額を出すことがなかなか難しいという現実があって、所得税においては38万円が48万円で、全体の基礎控除額を上げたわけです。それから町・県民税においては33万円から43万円ということで、10万円基礎控除額を上げたんですが、一方でサラリーマンと、公的年金者については、控除額が実は先ほど説明したとおり65万円、サラリーマンの場合はある階層においてはあったわけですけど、それを55万円に下げて調整したということです。

それから年金の方についても、60歳から65歳未満の方は70万円控除があったわけですけど、これを60万円に下げ、それから65歳以上の方については120万円控除があったわけですけど、これを110万円ということで10万円下げたという、まず法律改正が先にあったということで、そうすると、実は自営業者のために10万円基礎控除を上げたのに、給与収入

者、それから年金収入者も上がってしまうということもあって、先ほどの控除を10万円下げたわけです。ところが、これは国民健康保険税の改正条例なんです、これもそれに影響されてくるということになりますので、それではいけないので10万円を、プラス33万円の控除を43万円に上げて、なおかつその中に給与収入者あるいは年金収入者も含まれている場合は、世帯主課税ですので、国保税は世帯主に全部かかっていますので、そこら辺りも調整せないかんということですが、先ほど言った、2人以上おる場合はその調整がしにくくなるので、今回、さっき説明したとおり調整したということになっております。これはあくまで町で行ったわけじゃなしに、国で法律改正がされたので、ここで条例改正を出させていただいたという形になっております。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 最後になりますが、せっかく一生懸命担当課長が説明いただきましたけれども、全て私、分かりません。できれば紙かなんかで分かりやすく提案時に説明していただければ、今日までに読んだかなと思っています。ただ、担当課長、ここには一定の給与所得者ということで、サラリーマンという言葉が先ほど答弁の中で出たわけですが、普通給与取得者はサラリーマンという位置づけであれば、ここには、普通は入らんですね。会社の社会保険に入るのが普通ではないかなと思うがですね。それが、夫が給与所得者で、妻が公的年金といえども、やっぱり扶養を取っている場合もあるわけです。だから、この場合は、一定の給与所得者とは何ぞやという疑問なわけです。サラリーマンといえればそれなりの社会保険に、国保よりは社会保険に入っちゃうんじゃないかなというのが私の概念ですが、そこがだから、一定のと書いちゃうがですね。一定の給与所得者と、また日本語が。一定とは何ながやと。非常に日本語というのは、70年生きていますが難しいなと。もっと英語やドイツ語がしよいかなと、知らんながら思っていますが、一定というのは、普通やったら給与所得者等と書けますよね。一定として限定をしているので、なおさらにも難しいですが、一定とは何ぞや、最後ですが、答弁ください。

○議長（下元昇君） 税務課長松田好文君。

○税務課長（松田好文君） 議員おっしゃるとおりだと思います。私の言っているサラリーマンというのは給与所得者ということで、通常は議員おっしゃるとおり社会保険に入っていて、国保税はかかっていないというのが通常なんですけど、実は社会保険に入っていない、そういうことを取り入れていない事業所等もありまして、そういう場合は国民健康保険税が拾うとなっていて、一番の底辺にあるのが国民健康保険となっております。

すので、そういう社会保険に入っていない給与収入者という意味で、一定という言葉を使わせていただいたわけです。本当に分かりにくくて申し訳ありませんでした。

以上です。

○12番（田邊哲夫君） 分かりました。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第103号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第103号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第103号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第12、議案第104号四万十町特殊製法塩製造施設条例を廃止する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第104号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第104号四万十町特殊製法塩製造施設条例を廃止する条例についてを採決します。

議案第104号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩します。11時45分まで10分間休憩とします。

午前11時35分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案質疑の中で、総務課長より発言の内容の訂正をしたい旨の申出がありましたので、これを許可します。

総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） 先ほどの議案第97号四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての答弁の中で誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思います。

この手当が支給されるケースとして、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合と言い切ってしまったと思いますが、資料にも書いてありますが、「患者又はその疑いのある者」という表現がありますので、この手当については患者またはその疑いがある者が発生したケースで支給されると訂正させていただきます。なお、この課長通知については町長の定めるものとして、出す場合にはまた県などの通知も参考にして運用させていただきたいと思います。基本的には先ほど申し上げましたように、感染者と言い切らずに、感染者または疑いのある者と訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第13、議案第105号四万十町旧都築邸に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 一点だけです。選定委員の選定の問題です。

今までは公の施設に関わる委員は、町の職員と民間の方が入っての委員構成であったように記憶をしています。先ほどの音声告知のは町の職員が主に入っていたわけですが、今回から、全員が民間の委員になっています。なぜ町の職員が1人も入らずに選定をしてきたのか。過去と違いますので、今回からそう変更になっていますので、その委員の変更をした過程と目的について、お答えを願いたいと思います。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 今回から、7人全てが外部委員です。これまでは確かに議員ご指摘のように、平成30年の際には同じ7人の審査員で、行政側から私とそれぞれの所管課長、合わせて3人が入っておりました。ただ、それぞれ各議員の皆様も記憶に新しいかと思いますが、ウェル花夢の際も、また3年前の道の駅四万十とおわの際も、非常に厳しい質疑を受けての採決となったことがありました。やはり町職員の立場で、それぞれ手を挙げてきた団体との一定関係性等もありますので、今回からはこうした収益施設につきましては、町としては完全に事務局側に立ち切って、公平公正な審議を外部の委員に委託をしていこうということに決定をさせていただいたところであります。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第105号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第105号四万十町旧都築邸に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第105号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第105号は原案のとおり可決され

ました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第14、議案第106号四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番林健三君。

○3 番（林健三君） 交流拠点施設の関係でございますが、私は全員協議会の中でも言ったように、この前、本当に新型コロナウイルスの感染者が増えておって、時期的に、言うたら県外ナンバーの車は追いかけられて、挙げ句には傷をつけられたとかいう問題があったんです。その関係も出ちゃったと思います。10月26日にプレゼンテーションと選定委員会の開催とありますが、それまでに執行部は、私、昨日の一般質問の中にもあったように、地権者が少ない面積を分けてまで道の駅を造らせた経過があるがですよ。私もその住民から聞いた話ですけど、本当に難儀して、少ない耕地面積を提供している、そのA者とB者が出てきた時点で、新型コロナウイルス感染症の関係があるからもう少し延長して、この選定委員会を開くまでに執行部の側から、もうちょっと見直しちゃってくれんかという話をするのが本当じゃないですか。

その一点と、審査集計表の中に五つの問題があるがですよ。一括してやらんと時間がないんで、3回しかできませんので、やらさせていただきます。「その他町長が別に定める事項」という項目があります。それについてお聞かせ願いたいのと、それから、下にある選考委員の7人がやっているわけですよ。執行部にこういう結果が出ましたというリーダーシップを取った、委員長を誰がやったか教えてください。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 新型コロナウイルス感染症禍の中で指定管理期間を、現在の3年から延長してはどうかといったご質問であります。この点についても、執行部としては協議もしてまいりました。ただ、昨日の一般質問の中でお答えをしましたように、道の駅については3年といった公募期間を決定し、その後に先ほどのウェル花夢のお話をしましたけども、ウェル花夢の期間に合わせて、これからの収益施設については5年と決定させていただきましたので、当然地権者のお話なども、昨日、私からも差し上げました。非常に

地権者の思いというのは十分理解もして、日々の現指定管理者への協力体制につきましては、本当に感謝もしているところです。

そうしたこともあります。今回の審査につきましてはお手元の資料の34ページに、議員お開きになっておるかと思えます。公の施設の効用を最大限に発揮するもの、この中には地域との連携といったことをしっかりと各委員が評価をいただいております。結果として、この項目では14点の差になっておりますけども、7人ですので、ほとんど1点2点の差で、ほとんどの項目が拮抗をしております。結果的に指定管理者制度の本質的な部分の、いわゆる経費の削減、そこの項目で一定差もついてきたといったことがあります。

それから、別に定める項目であります。こちらは個人情報の保護についてこういった取組をしていくのかという審査項目であります。これはほとんど差がないと、2点差となっているところです。それと最終選考委員の方が誰なのかということなんですけども、委員長につきましては高知大学の岡村教授になっていただきました。こちら昨日の一般質問でお答えしましたが、最後の講評の中で、非常に現指定管理者はこの2年間、厳しい条件の中でしっかりと地元へ足を向けて取り組んでいただいた、そういったことも各委員に評価をいただいて、いわゆる総合評価で、1位が株式会社とおわ、次点がA団体といった結果になったところであります。

○議長（下元昇君） 3番林健三君。

○3番（林健三君） 今、副町長から説明がありましたが、私は森林組合の選考委員をやっていますが、多分別室で7人が集まったら、それまでにいろんな話が出るがですよ。赤字になっちゃうか、はっきり言うけど、森林組合もそうですよ。赤字が出ちゃうか、出ちゃうらんか、それによって、私、今委員長をやっています、その中の。3人で決断せないかんがですけど、どっちにしても、私が反対したって2、1で負けたときには、私は降りないかんですよ。こんな話が、ほんまに、副町長、よう聞いてください。〇〇〇、部屋でやって、7人が集まったときに、必ずその話が出ちゃうはずですよ。赤字が出ちゃうか、赤字が出ちゃうらんかというのは。それに基づいて、公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとか、その項目が五つあるわけです。それで採点するところは全然違うてくると思いますよ。〇〇〇〇〇〇が出てきたか、何か知らんけど。本当に、そういう問題じゃないですよ、これは本当に。私はやっぱり執行部たるものだったら、さっきも言うたように、新型コロナウイルス感染症の感染者が非常に増えている。他県へは行くな、高知新聞欄でも書いたとおり、本当に県外から来た車に対して追いかけて、傷をつけられたとか、そ

んな問題があったがじゃないですか。ですから、人を集客しようって、できるわけないですよ。誰がやったち、〇〇〇がやったって、この問題は。その辺を考慮してやれなかったかということを私は言っているんです。どうですか。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 〇〇〇とご発言がありましたけども、確かに非公開で審査は行っております。ただ、事務局として総務課職員、それから私も同席もさせていただきました。そういう中で事前に、今回の審査に当たっては事務局から、それぞれの会社の申請書類を2週間ほど手前に送付をしております。各審査委員の方が、当然四万十町のこの状態というのは承知をさせていただいておりますので、しっかりと熟読をして、それぞれの審査基準に基づいて各審査委員が公平公正に判断をしていただいた結果であると理解をしているところです。

○議長（下元昇君） 3番林健三君。

○3番（林健三君） 今言ってもちょっと無理かもしれませんが、私はその辺の考慮が、執行部は足らなかったと思っていますよ。本当に。私の場合も、森林組合も、〇〇〇いうたら悪いですけど、ほかの部屋でやって、誰も聞かれることもない。ただ書記が1人だけ。4人の中で言うたことを全部まとめて、最終的には組合へ私が報告せないかんがですよ。それ、分かりますか。その辺は絶対、副町長にも言うがやけんど、その会場の中で、その話は出ちゅうと思いますよ。赤字経営でずっときちゅうがかとか、きちょらんとか、黒字になっちゅうがという、必ずその話は出ちゅうと思う。話題の中で。何ぼ言うてもいきませんので、その辺の理解があつたら結構と思いますので、私、これで質問をやめますが、私は絶対に賛成はできません。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） 一点だけ、確認の意味で。

昨日の15番議員の質問の中でもいろんな問題が聞かれました。そして今日はさらに3番議員からも、そういう、自分の思い、出されております。正にそういうところはあろうと思いますけれども、選考委員の選考の在り方についても何年か前に、3年前でしたか、やはり厳しく、審査員の公正さということは議会側から提起があり、執行部もこういう手法を取ってきたと、私は理解をしております。しかし、一点だけ確認したいのは、審査員からも、あるいは今まで受けてきた指定管理者の3年間の経過を見たときに、非常に私個人

もそのことが気になっておりましたけれども、道の駅の運営の執行体制が取りにくい状況から始まって、さらには台風被害、やっとならして今からというときにこの新型コロナウイルス感染症があつて、非常に厳しい運営状況であつたと、十分私も理解しておりますし、心配もしてきたところでもあります。町長、要するに審査員もその件についてはプロポーザルの中で確認をしているのか、いないのかということです。そして、プロポーザルで、提案者からもその件については審査委員の方々に、その内容を説明したという経過は十分あつたのか、なかつたのか。その点だけ教えてください。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） ちょっと記憶の中での答えになりますけれども、今回の審査に当たってはプレゼンテーション20分、それから質疑応答30分、合計50分の時間帯の中で、各審査委員の方が、それぞれ事業所に確認をされております。当然、審査委員とは事前の説明会というのを2回ほどしております。総務課の事務局から、先ほどの申請内容の概要でありますとか、これまでの取組、そういった事前情報はお伝えをし、さらに審査の中で、現指定管理者についてのこの2年間の新型コロナウイルス感染症の影響をどのように克服をしてきたのか、そういった質疑応答はやられております。

なお、非公開で行っておりますので、これ以上の答弁は差し控えたいと思いますけれども、新型コロナウイルス感染症による影響等についての質疑応答は行っております。

○議長（下元昇君） 13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） 分かりました。今後の指定管理の契約になるわけですから、その部分は心情的には重要な部分ではないかなと私は解釈しております。しかしながら、これからの道の駅の運営状況が審査のポイントですから、そのことを十分に審査員も、提案者も、プレゼンをする事業者も提起をして、過去3年についての厳しさというのは十分双方が分かった上で、今回の審査に入ったと理解をしてよろしいんですね。それがあつたということであれば、今の議決に対して、私の姿勢の取るべき考えがありますので、確認をさせていただきました。

審査の結果も微妙に、接戦ではあるけれども負けておるということですから、そのことがしっかりとあり、さらには今後の道の駅の運営状況についてどうあるべきかということが一つのプレゼンの定義であり審査の基準になるわけですので、そこをいじったら今後にも影響が出てくるということになりますので、そこはそこでしっかりとした公正な審査に基づく必要があると。だから、公正さを重んじて審査の結果に至つたのかを確認した上で

議決に臨みたいなのというのが私の心情です。ですから、一般質問になったらいいんですが、今後にも同じ状況で同じ問題を抱えたときにも同じ対応をしていかないかということですので、それが公正さということになろうかなと思いますので、確認をさせていただいたということです。

以上です。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私からお答えさせていただきたいと思います。

先ほど副町長がご回答したとおりでございますけども、私自身の立ち位置も含めて、昨日の15番議員のご指摘もありました。前回町職員が3人が入って、最終的にああいったご意見をいただきましたので、今回は、当然事務局としては様々な情報を伝えながら、やはり審査、選考会を開催するというたてりの中で、私はその結果をどう判断するかという立ち位置に立っております。これまでもずっとそうです。こういった選考委員会に、私は、やはりいろいろなこういった立場におると様々な被害が発生してきますので、控えておりますが、最終的な判断として、私自身もそういった視点で本当に公正公平にやれたのか。新型コロナウイルス感染症禍の中でそういった、本来見違えたような判断はなかったのかとかということ的全部チェックさせてもらいました。そういった意味では、今回議会への提案に至ったということは、私自身はしっかりした公平の中で決定されたことだと思っております。ただ、3年を5年にとかいうことは、今回は、やはりこれも約束でございますので、これは議会との約束でもございますし、町民との約束でございますので、そこにはなかなか血も涙もない、情けがないというご指摘もありましたけども、そうではありません。私もやっぱりこういった立ち位置におりますと、そういったことはしっかり整理する必要があるということで、今回、結果としてこうなりました。

前回、3年前の議会の中でも、情けはもう少しないんか言うたことを私は覚えていますが、それは私の立場からいうと、そういうことはなかなかできかねます。それまでに、やっぱり指定管理を希望する皆さん方がしっかり整理して、いいプレゼンもしていただきながら、しっかり事業もアピールしてもらおうということ、そういった場が残っておりますので、そこで精いっぱいやっていただく。ただ、十分でしたかということ副町長も聞いていただけたけども、逆に昨日申し上げましたように、委員からちょっと時間が足りないような状況だったので、そこを引き出すような質問もあったと聞いております。やはりそういった中で、結果として今回のこういった提案に至ったということは、是非、同じ公職にあるも

のとしてご理解をいただければ非常にありがたく思いますので、是非前向きなご決定をいただければと思います。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） では、二点ほどお伺いしてみたいと思います。

私も議員には、両会社の申請内容の比較表をいただいています。その中で、双方の会社がこの施設に対する課題といたしますか、問題点という問題が、一つは駐車場の問題、ご指摘をされています。当然、大正の道の駅も、窪川もそうだと思いますけれども、ゴールデンウィーク、非常に観光客が往来する時期には、どこの道の駅も駐車場が狭いということは、私も分かっています。その点についてそれぞれの団体は、どうしても駐車場を改善してもらいたいというのは、申請内容で両方から出ています。その点について、町としてはどう考えるのかという点。ちなみに、大正はたまたま隣接地に空き地があって、ゴールデンウィーク等には個人の所有地をお借りしている状態をお見受けいたしますが、さて、十和の道の駅にはそういった一時的に借りれる場所があるのかどうなのかは分かりませんが、どういう形で解消に向けて努力するのかという点。

これもそうですが、内容を見ると、ジップラインです。指定管理とは別ですが、どうしても両方の団体も、ジップラインを活用した施設の運営が、メリットがあると指摘をされています。確かこのジップライン事業をやるに当たっては、私の答弁の内容は、当面は収支も分かりませんので町が直営で運営をしていくと。収支が分かった段階でという答弁があったと思うわけですが、当然、誰が考えたって、あの施設の近くにジップラインを。

（「方向がずれてるやんか」と呼ぶ者あり）

いや、関連して、これは内容を聞きよんで。

（「十和の道の駅の指定管理やけん」と呼ぶ者あり）

だから、内容を書いちゃうけん、内容の問題について言いゆうが。

○議長（下元昇君） 暫時休憩します。

午後0時13分 休憩

午後0時14分 再開

○議長（下元昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（田邊哲夫君） 途中で何か怒られましたので、どこまで行ったか分かりませんが、確か狭い施設のエリアの中でジップラインを開業してきたと。そうなれば、今のところ

る非常に想定外の来客数も、ジップラインは町外からあるだろうと。当然、両株式会社  
の申請者の中にも、自分たちが運営をしたいという望みがあるのは当然だと私は思うから、  
必ずこの内容にはジップラインを運営したいというのは、両会社も書いているわけです。  
今後の在り方として、指定管理をどうするのかという問題なわけです、ジップラインは。こ  
れは一体不可分として指定管理者に運営さすというのが、普通は考えるのではないかと私  
は思うわけですが、その点について答弁を、二点お答えをいただきたい。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私からお答えさせていただきたいと思います。

現時点での考え方ということでご理解いただければと思いますが、まず双方から指定管  
理後のことを要求されても、本来の指定管理の要件には入りません。私はそう思っていま  
す。ただ、そういった要望があるのは事実ですので、これはしっかり真摯に受け止めて対  
応していきたいと思います。

先だって、昨日の質問でもお答えしたように、そういった好意のある土地所有者がおる  
ということですので、それは前向きにしっかり検討していきたいと思います。ただ、先ほ  
ど来繰り返しますけれども、今回は、現状で道の駅とおわの指定管理の業務を競っていた  
だいたという事実がございますので、やはり指定管理者になろうとする者が、これがあつ  
たらということは確かにあると思いますけれども、私自身、そこはシビアに、現施設を有効  
に活用していただいた中の結果ということに、今回は重点を置いて考えてみました。今、  
ジップラインについても確かにそういったご視点があると思いますので、あと2年間です  
か、最長2年間委託をさせていただいて、その2年でいくと今回で3年間ずれますので、  
本来は私自身も、今まだ内部で最終協議していないですけども、個人的といいますか、町  
長の立場では、一体的な指定管理というのが当たり前の方向だろうと思っています。あ  
と、2年間の直営の後に、もし可能であれば指定管理という方向へ切り替えさせていただ  
いて、それも単独での指定管理に第1回目はなると思います。その後3年間の指定管理期  
間の中で、向こう6年目、今の道の駅とおわの指定管理が終了する段階での指定管理にお  
いては一体的にやっていく方向性が適当だろうと考えておりますので、まだその辺のこと  
しかお答えできませんけれども、そういったことで考えておるところです。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） そしたら私からは、その駐車場の考え方についてお答えをしたい  
と思います。

十和地域振興局に骨を折っていただいて、道の駅の上流側の用地、一定地権者から前向きなご回答もいただいているということでもありますので、できますれば当初予算に、非常に繁忙期には駐車場が、全く不足をしております。今回のジップラインの整備によりまして駐車場を10台ほど、スペースも潰してそうした施設も造っておりますので、今後、来年度の当初予算に向けて駐車場の拡張に向けて、予算を提案もさせていただきたいと考えているところです。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 土地の件は理解できました。

町長、私がジップラインをなぜ問うたかというのは、副町長から全員協議会でこういう意見が出されたわけです。公の施設で利益を生み出すものについては、公募方式を取るんだという話があったわけです。旧家地川小学校の問題を考えてほしいと思ったのは、あれも直営で、今度でやろうとするがですね、町長。じゃあ、その先に委託先を、私は家地川の集落活動センターにやるべきだと、私は考えていました。となると、利益を生むもの全てがそういう形で公募主義を取れば、旧家地川小学校へも参加するでしょう。ほかからも来る可能性があるわけです。当初のもくろみとは変わって来ることが想定されますので、ジップラインはジップラインよと。別に公募かけるのであれば、旧家地川小学校もそういうことになりますので、利益を生み出す施設については。そこはしっかりとした整合性を持ってしてもらわないと、私は今後、旧家地川小学校の問題が大きな問題になりはしないかなという危惧がありましたので問いましたので、十分考えた上で結論を出していただきたい。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第106号について討論を行います。

討論がある場合は、まず原案に反対者の発言を許可したいと思います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論はないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第106号四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第106号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立多数です。反対者、3番林健三君。したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩をします。1時30分より再開をします。

午後0時21分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第15、議案第107号令和2年度四万十町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番武田秀義君。

○6番（武田秀義君） 私からは、予算資料の3ページ上段、地域情報発信事業ですが、この番組制作ですが、この制作会社の選定はもう済んでおるのかどうかと、これの、地域を魅力発信するということですが、こういったエリアでこの魅力発信放送をする予定なのか、その二点をお願いします。

○議長（下元昇君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） お答えをさせていただきます。

資料3ページの上段でございますけれども、制作放送会社の選定につきましては、提案をいただいておりますので、決定ではございません。それと魅力発信につきましては、一応今の計画であります、制作をしまして県内で一斉放送をするということでございます。その後において、移住・定住フェアでありますとか、そういうところで編集等いたしまして、そちらで活用したいということでございます。エリアは、当初は高知県

内となっております。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私もこの提案の1人としてちょっとお答えさせてもらいたいと思いますが、議員もご承知のとおり、最近非常にUターン者、移住者が多く入られています。そこへ来た方に、さらには地域で頑張っておる若者に焦点を当てて、是非、こんな方が町内に帰ってきて頑張っていますということを町内の方にも教えたいと思うんです。知ってほしいと思います。ちょうど今県外に対してプロモーションをかけにくい状況ですので、まずは地域の中でこんな取組がされよう、こんな活躍しよう方がおるということをしっかり知っていただくというのがまず一点です。今後それで、やはり今の移住者、Uターン者にもっともっと誘発をできないかなということがあって、まずは400万円程度の税抜きの事業費をもって計画をしておるところです。今後、例えば都内とか様々な事業所で短時間のものを作って、第2弾としてはそういったPRというか、15分程度のものを作って、だんだんに広げていきたいと考えています。まずは町内の方に、高知県内も当然放送されるわけですが、今の状況を知ってほしいという思いがあって、ちょっと私も提案をさせていただいたところです。

○議長（下元昇君） 6番武田秀義君。

○6番（武田秀義君） 分かりました。制作会社においてはまだ選定、これからと。地域においては、当面というか、高知県内ということですが、この1年間新型コロナウイルス感染症でかなり影響がありましたけども、私が感じているのは、やっぱり地域力がかなり求められる、これから先。今までは県外からの観光客だとか、東京、首都圏からの観光客の誘致だとか、そういったところに頼ることもあったんですけども、この新型コロナウイルス感染症においてやっぱり地域力はすごく、これから先求められていくのかなという気がします。ですので、高知県内に発信するのもいいでしょうけども、都会に向けてということじゃなくて、四国エリア辺りは念頭に置いてこういったことを進めることがやっぱり大事なのかなと。四国内だと移動距離も短いですし、移動もしやすいということですので、やっぱり地域は地域で、地域力を持って支え合っていくということが大事なことかなと思うので、高知県内から始めるのもよろしいでしょうけど、実際に始めるのが令和3年度からとなっていますので、それまでの間にいろいろと考えていただいて、こういう大事な事業ですので、進めていただいたらと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

3 番林健三君。

○3 番（林健三君） 私も一点だけ。今、武田議員から、私もそれを言おうかなと思ったから先にやられましたので、それに続いて。

予算書25ページにありますケーブルシステムの関係でございますが、その中に、15節の584万8,000円の鳥獣被害対策用原材料費というのがありますが、私もこの間、最近、二、三日前に一般質問をやらせてもらいましたが、原材料費で、ケーブルシステムで鳥獣被害があるのかなと思うて、ちょっと疑問を持っておりますので、その回答をお願いいたします。

○議長（下元昇君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） お答えをいたします。

ケーブルシステムの鳥獣被害でございますが、これはムササビでございます。

○議長（下元昇君） 3 番林健三君。

○3 番（林健三君） 課長、ムササビいうて、私の得意中のモマというのは、その被害ですか。モマ被害いうやつやね。木の皮を剥ぐんやけんど、これはケーブルをどないするがですか。私は内容がよう分からないんですけど、木じゃったら、木を巻いて枯らすいうがあるんですよ。一般質問でやったとおりです。皆さんご存じと思いますが。ケーブルテレビでこんなムササビ被害じゃいうのは、私は初めてですけど、どんななっちゃうがですか、これ。

○議長（下元昇君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） お答えをさせていただきます。

被害については光回線のケーブルでございまして、ビニールで被覆をしております。その中にケーブルの芯が入っておりますが、そのケーブルのカバーを破ってその中を食べるというか、そういう習性があるそうですので、そういうことがあつてきますとケーブルが断線されます。断線されると一斉にケーブルテレビが止まるということになりますので、そういった被害でございます。

○議長（下元昇君） 3 番林健三君。

○3 番（林健三君） モマのことは得意中の得意でございますので。それで、かじるというのは分かりますけど、防除法いうて、どんなんをするがですか。かじってそのまま置いて、今度また接ぎ直さないかんとかいうのがあるんやけど、その防除法のために、この原

材料費いうて書いちゅうやけんど、ムササビやなんかは獲って食べることもできん、何か指定されちゅうみたいながですけど。それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（下元昇君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） モマのことに詳しい議員に言うのもあれですが、1か所かじられますと、その半径1キロ以内は被害を受けるという習性があるようでございます。そういう習性があるようでございますので、今回は2キロのケーブルの張替えということになります。具体的には、大正地区の江師においてそういう被害が発生しました。普段はかまれない幹線をかまれておりますので、原材料費も高額なものになっておりますけれども、今度替えるケーブルにつきましては鳥獣害対策用のコバルトケーブルで、今度、かじられても被害が出んというケーブルですので、そういうものに張り替えようというものでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

9 番水間淳一君。

○9 番（水間淳一君） 一点お伺いしたいと思います。

資料8ページの下段にジップラインの遊歩道の整備費が合わせて370万円という予算が出ておるわけですが、この東屋の場所を簡単に、どこなんだということを聞きたいのと、それからジップラインは必要な事業だと思いますので、この予算でジップラインの整備は終わりですか。それともほかにまだ整備せないかんことがあるのか。もしあれば早めに整備をして、というのも近隣で、また新しいジップラインも、ライバルが次々と現れておりますので、このライバルに負けんような施設整備もせないかんと思いますので、その二点をお願いします。

○議長（下元昇君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） お答え申し上げます。

まず、東屋の場所ですが、舗装しました駐車場がジップラインの下流側にありますが、そこから上がっていったところに既存の展望台がございます。その展望台のところに東屋を設置する計画をしております。

それから今後、整備費用等が発生するかというご質問であろうかと思いますが、取りあえず、今回の整備によって大半の環境は整ったとは考えているんですが、ただ、ソフト面の充実といいますか、現在は往路としまして川船を利用しているわけですけど、どうして

も増水時には川船を使えないとか、そういった課題もありますので、もう少し楽しんでいただけるようなソフト面での充実についても、今後は検討していきたいとは考えているところです。

以上です。

○議長（下元昇君） 9番水間淳一君。

○9番（水間淳一君） 説明をいただきました。やはり先ほども申しましたように、近隣でライバルも次々と現れてくるかも分かりませんし、現に現れてきております。せっかく観光客も来ていただいておりますので、ライバルに負けんような整備もせないかと常々考えておりましたので、そのような方向で、ソフト面もまだ考えないかんとのことですが、なるべく早く整備して、全体像を仕上げていただきたい。早くそのような方向で完成していただきたいと思います。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは十点ほど質問してみたいと思いますが、まず予算書の13ページの地方交付税、今回1億4,700万円ほど補正が組まれて、計で68億9,000万円余りが組まれているわけですが、あと3か月で年度が終わるわけですが、交付税の留保財源、まだ十分あるのかどうなのか、その点について、金額をお示しいただきたいと思います。

それと17ページの商工費県補助金の中で、今水間議員から質問のあった屋外観光施設等緊急整備事業費補助金466万2,000円ですが、この部分が使われていますけれども、これは全額ではありませんが、歳出を見てもちょっとこの466万2,000円の内訳が分かりませんので、屋外観光施設等緊急整備のジップラインの関係と併せて、どこの関係で使うのか教えてください。

次に18ページ、寄附金に入りますが、今回総務費の寄附金が500万円計上されました。歳出でちらっと見たけども、この寄附金をどういう形で、12月補正の歳出で出たのかちょっと分かりませんので、その内容について答弁いただきたいと思います。

それと19ページの諸収入の中で、6節で、商工費雑入で誘客多角化実証事業委託金が1,000万円ほど、減額になっていますが、なぜこの時期に、どういう実証が減額になったのか。その内容について答弁を求めたいと思います。

次に歳出に入りますが、26ページの工事請負費の中で、大正移住定住促進住宅整備工事費に、540万円ほど計上されておりますが、場所付けをお聞きしたいと思います。

それと29ページ、国土調査事業費ですが、年度途中で国土調査事業費委託料が1,600万円減額になっています。また、事業の継続であろうと推測する中で、今回1,600万円の減額をした理由、お答えをください。

次に、38ページになりますが、これは私が一般質問をした関係の負担金補助及び交付金で、園芸作物価格安定基金交付金が5万2,000円減額ですが、年度途中でありながら減額した意味が分かりませんので、どういうことなのかお答えを願いたい。

それと41ページ、説明資料にも8ページの上段でネット販売展開事業が今回新たに、1,540万円ほど予算計上されています。説明も書かれています。内容そのものに異論はありませんが、どういう協議会に、今年度から令和5年度いっぱいにかけてネット販売を構築するという内容ですが、これは書かれているように、飲食店等の業務が非常に需要が落ち込んだという中でネット販売をしていくんだという内容で、それぞれ来年度以降の事業者とか商品の目標を書かれてますが、これはあくまでも事業者のための事業として展開をしていこうとするのか、個人はこういったところには参加できないのか、併せてご説明をいただければありがたいと思っています。

次に、41ページの観光費の工事請負費、四万十川アドベンチャーパーク周辺整備事業というのが、これはさっきのがかな。付箋していましたので、説明があったかどうか記憶にありませんが、お答えください。

それと予算書44ページ、住宅管理費で、14節工事請負費、町営住宅解体工事費の12万6,000円ですが、これは解体しておったけれども、金額が足らずに12万6,000円補正したのかなとしか読み取れない金額ですが、この内容について答弁ください。

それと、次に46ページ、これも防災費の中で、負担金補助及び交付金で、老朽住宅除却事業費補助金の411万2,000円が減額になっています。それはどういうことなのか、ご説明をいただきたい。

以上です。

○議長（下元昇君） 財政班長津野博君。

○総務課財政班長（津野博君） 私からは予算書13ページ、普通交付税の留保があと幾らあるかというご質問だったと思います。今回、1億4,719万6,000円を出した残りは965万8,000円が留保額となっております。

続いて18ページの総務費寄附金500万円をどこの歳出に当てているかというご質問だったと思いますが、この寄附金は毎年度いただいておりますが、十和地域への、一定活用し

ていただきたいという寄附をいただいた分でございます。こちらは、今回の補正では直接の事業に充当するというものではなくて、ふるさと支援基金に積立てをさせていただいて、今後その活用を検討していくといった内容になっていますので、今回は基金への積立てという形になっております。

以上です。

○議長（下元昇君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） お答えさせていただきたいと思いますが、にぎわい創出課の関係が何点か出ましたので、まとめてご回答させていただきます。

まず予算書17ページ、屋外観光施設等緊急整備事業費補助金466万2,000円について、歳出のどこに当たっているかでございますが、これは予算書41ページをご覧くださいと思いますが、その中の観光費、下段の12節委託料、五在所ノ峯景観整備事業委託料、この329万5,000円に219万6,000円当たっております。そして、その後の四万十川アドベンチャーパーク事業370万円のうちに246万6,000円が当たっております。これにつきましては、県の4分の3補助という有利な補助事業ですので、これを活用させていただいたところでございます。

次に予算書19ページ、誘客多角化実証事業委託金、この減額についていかがなものかというご質問でございましたが、予算書41ページをご覧くださいと思いますが、9月補正におきまして、12節委託料、周遊促進イベント委託料を1,079万1,000円計上させていただきました。これは観光庁の公募事業で、四万十町が手を挙げておりましたが、残念ながら公募に当たらなかったという形です。観光庁からは、事業的にも効果があるので、2次に出したらどうかということでしたが、なかなか2次になると事業の実施ができないということで、残念ながら断念したところです。内容的には、町内の周遊磨き上げ事業ということで、いろんな形の観光の事業を予定しておりました。

次に予算書41ページのネット販売推進協議会補助金についてです。まず一点目に、どういう協議会であるかというご質問でしたが、当初は多分20事業者ぐらいになると思うんですけど、町内の事業者と町も入って協議会を立ち上げて、このネット販売を展開していく上で、今年度この予算につきましては、当初のシステムも整備していくということでございます。令和3年4月から実際に稼働していきたいと考えております。議員からは、事業者のための事業であるかというご質問もありました。当然町内の事業者のための、売上げを伸ばしていくための取組でございますので、当初は20事業者ぐらいから始めて、50事業

者、だんだんと進めていきたいという形です。当然商品を持っておられる個人の方も参画できますが、ただ、ネット販売をしていく上ではやっぱり商品の磨き上げであるとか、そういう形がありますので、すぐにこれに乗れるかどうかは分かりませんが、門戸は大きく広げていくということで、この運営につきましては令和3年度から、3年間だけは町から調整させていただいて、4年目以降は自立した運営をしていただくということでこの予算をお認めいただいて、早速その組織の立ち上げに向けて展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（下元昇君） 建設課長吉岡範満君。

○建設課長（吉岡範満君） お答えさせていただきます。

まず29ページ、国土調査に関わる委託料の減額ですけれども、これは入札減を含め委託料を精査させていただいた結果の補正でございます。

続きまして、住宅解体工事費の不足分としまして12万6,000円計上をさせていただいております。44ページです。

46ページの除却に関わる事業につきましては、当初予算で30件分除却の予算をいただいていたところですか、現在が20件分ぐらいの実績及び要望等を受け付けております。あと10件という形になりますので、4件分減額させていただいて、余裕を持った形でさせていただいたところです。

以上です。

○議長（下元昇君） 大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） 私からは26ページ、大正移住定住促進住宅整備工事費の場所についてでございますが、場所は大正の旧高知信用金庫社宅跡の改修を、2棟改修しております。そこでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） 私から二点お答えさせていただきます。

まず予算書38ページ、園芸作物価格安定基金交付金についてです。これは一般質問でも議員からご質問いただいた内容です。基金8,500万円の利息を財源に、毎年行っている交付金事業になります。当初は17万1,000円で、基金の利息約0.2%で設定していたんですが、実際の運用の中で0.14%にまで下がってきましたので、それに伴う減額となります。

それから資料の41ページ、四万十川アドベンチャーパーク周辺整備工事費についてであります。これについては、先ほど9番議員からご質問いただきました予算資料8ページの下段になります。節のところに四万十川アドベンチャーパーク周辺整備工事費と記載しておりますが、この事業になります。内容的には、先ほども説明しましたが、ジップラインのスタートデッキ、屋根設置、及び展望台、東屋設置、そして遊歩道の整備という内容になっております。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） およそ理解できました。ただ、二点だけ。

まず、大正地域振興局長からあった旧信用金庫の住宅の546万6,000円ですが、今、工事をしていきますね。これは補正で組んだということなのか、分かりませんよ、私。もう既に工事がされて、ほぼ完成状態にある中でこの546万6,000円は、内容的にはお金が足らなかったということなのかです。その確認と、先ほどの、十和地域のための500万円ですね、津野班長。それならば、ふるさと支援基金に積み立てるのは、出資した方にとってみればごっちゃになるわけです。やはり、せっかく十和地域のためにという思いであるならば、それはそれとしてしっかりと、この500万円をこう使いましたというのがないと、ただ金額をふるさと支援基金に積み立てただけでは、寄附者に対して失礼ではないかなと。今すぐにこれを使つての事業はないかもしれませんけども、しっかりそれは分けてやるのが趣旨ではないかなと。せっかくですので、やっぱり十和地域のために、この500万円はこう使いましたという形にすべきではないかと、町長、私はそれはやっぱり出資者の思いは、当面積み立てて、そのうち使うというのはどうかなと。やっぱりその趣旨に沿って、せっかくですので今年度の補正の中で、しっかりと十和地域のためにこう使いましたというのは、毎年いただくならば毎年使っていくという、それに見合ったお金を十和地域のために使つてやるというのが私は筋ではないかなと思いますので、その二点についてお答えを求めたいと思います。

○議長（下元昇君） 大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） お答えします。

大正移住定住促進住宅の整備の内訳ですが、今回は工事着手後に判明した、西棟4戸あるんですが、そちらの台所、水回りの改修でございます。当初には内部がはっきり見えていなかったというところもありまして、改修に入った後、流し台裏とか壁とか、流し台自

体ですが、そういったところが非常に傷みがひどかったということもありまして、その改修と、あと、また天井の一部の張替え等が必要になったことです。それからまた、危険度の高いブロック塀が周囲にございますが、そちらのブロック塀についても解体の必要があることが分かりまして、そのブロック塀を撤去した後に、隣接する民家の目隠しとして、フェンスの設置を新たに追加費用を計上したわけでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私から答弁したいと思います。

正に議員のご指摘のとおりだと私も思っています。ただ、去年の資金の基本使途は小鳩保育所と消防の関係へ充当させていただきました。基金の中で、以外の基金という位置づけで仕分していますけど、今年は充当の、歳出の区分がなかなか決定できなかったのも、こういった受け取り方をさせていただいて、次の歳出においてはしっかりふるさと基金の使途の中で整理したいと思います。去年についてはその二点にしっかり充当させていただきましたけども、今年は1回そこに間借りをするということになると思いますけども、そういう方向性で使っていきたいと思います。本来でしたら寄附をいただいたのをそのまますっぱり歳出に充てるというのが一番寄附者に対しては、しっかりした説明もできますけども、今年はそうになってないことは、ちょっとお断りはさせていただきたいなと思います。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） それでは、二点です。補正予算資料で意見を伺いたいと思います。

4 ページの下段です。事業名が新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で、金額的には46万6,000円、国予算となっています。内容が書いてありまして、健康管理システムの改修委託料であるわけで、改正の内容が、一点目として対象者の抽出と、二点目が接種結果の管理と、三点目が個別通知の対応と書いてありますが、システム改修ですので、大体意味合いは分かるんですが、この対象者抽出という意味です。対象者を最初から、多分リストアップするのにどういう感じでこの対象者を抽出するかという、その内容です。それをまずお伺いをしておきたいと思います。

続いて5 ページの上段です。母子保健事業費で、健康福祉課の関係です。事業名が子育て世代包括支援センター事業で、今回支援センターを立ち上げるといった内容で書いてあ

ります。このセンター事業というのは恐らく、前、一度常任委員会を通じて担当課長から話もいただいたんですが、国の政策として平成28年ぐらいに日本一億総活躍プランでしたか、いうことで、2020年3月までには全町村にセンターを開所してくださいという通達の下に始まっていると思って聞いておりました。今回こういった形で立ち上げるということで、助産師を正職員として採用するということですが、全体の計画にあって、内容を見ますと、募集したが助産師が見つかっていないと。正職員の応募がないために、会計年度任用職員で募集するといったところです。それ以降、令和3年度も4年度も正職員の助産師募集ですが、見通しとして、助産師がいらないといわゆる支援センターが運営できないものなのか、間に合わせということではないんですが、会計年度任用職員で対応ということで、恐らくやられると思うんですが、そこの辺りの見通しです。せっかく立ち上げて始めましたので、その辺りの見通しを聞いておきたいと思います。

○議長（下元昇君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） それでは、資料4ページ下段、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について、対象者の抽出をどのようにやるかというご質問ですが、ワクチンを接種する優先順位が決まっております。高齢者及び基礎疾患を有する者となっております。一遍に全員やることはできませんので、高齢者及び基礎疾患を有する方を抽出して、必要なワクチンが確保できた分を、この方々に優先して対応していくと。そして、新型コロナウイルスワクチンがいろいろそろい次第さらに対象を広げていき、順次ワクチン接種者を増やしていくと想定しておりますが、具体的な内容については現時点では分かっておりません。今後、そこら辺は詳細に決まっていくということとなります。

続きまして、資料5ページ上段、子育て世代包括支援センターの助産師の見通しですが、今年11月に助産師の募集を行いました。既に助産師養成の学校等につきましては、今年卒業生の就職先が決まっていたという状況で、非常に医療機関等でも助産師に対しての要望は多いということで、役場の通常通り9月ぐらいに職員募集をしていると、新しい助産師の行き先は決まっていると言われております。そのため、また助産師におきまして、仕事を辞める方も中にはいるとは聞いております。仕事をもし辞めて、四万十町で働くという意思のある方が四万十町に、この募集を見て応募してもらえたら、その場でまずは会計任用職員として慣れてもらい、その後、正職員の試験等を受けていただきまして、正職員になってもらいたいという希望もあります。そのため、まずは医療機関等の募集する、そういうものがあると聞いておりますので、そういうところで予算を確保して助産師

を募集していくというのを常に行っていけば、特定の時期に募集するよりも確率が高く助産師を確保できるのではないかと思います、このように1月から予算化して募集するようにしております。見通しとしては、現在は全然ないということであります。ただ、現在保健師が、母子保健の事業を行っていますが、妊婦につきましては、妊婦、または胎児、または新生児のそれぞれのステージで状況が異なった、専門的な知識が要ということで、現在、臨時で助産師に、高知市から来てもらっておりますが、それも1人の妊婦について1回とか2回という限られた回数になります。そのため、これを常時相談できるようにするために、正職員として助産師を迎えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（下元昇君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 二点について、担当課長からお答えをいただいたんですが、まず新型コロナウイルスワクチンの対象者抽出の関係は、内容の意味合いは分かりました。優先順位をつけて、高齢者から基礎疾患がある人を抽出していくというところで、将来的には全町民が対象ということに恐らくなると思いますが、高齢者、それから基礎疾患の対象者抽出はどういう形で手を踏んで抽出するのか、そこだけちょっと、いろいろプライバシーの関係もあるとは思いますが、こういった感じの、高齢者は65歳以上なのか70歳以上なのか、はたまた75歳以上なのか分かりませんが、基礎疾患に至っては、とりわけ抽出が難しいなという感じはするんですけども、そこら辺りの範ちゅうをお伺いしたいと思えます。

それからもう一点目の子育てセンターの関係については、現状大変苦慮していることは十分伺えました。子育て包括支援センター、全町村に今から始まるというところですが、実際本町の場合について、妊娠・出産あるいは子育てに関する相談に応じる、そういう形でこのセンターを開所するという内容になっていますが、全て相談業務で終わるものなのか、例えば家庭訪問など、ほかの町村の、いわゆる開設状況をちらちらと引き合いに出してみますと、訪問をしたり、いろいろかなり活発な活動が始まっているわけですけども、本町としては立ち上がった段階で助産師がいない中、その辺りの対応がどういう形で始まるのか、お伺いしておきたいと思えます。

○議長（下元昇君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） 対象者の抽出で、高齢者につきましては指定の年齢で、システムで抽出可能と考えております。基礎疾患につきましては、そういう情報が整備さ

れていない可能性もありますので、医療機関との連携を考えていくしかないと思っております。その具体的な対応については、今後決定していくことになると思っております。

そして助産師の活動につきましては、相談はもちろんのこと、議員のおっしゃられたように家庭訪問等を現在も行っておりますが、家庭に積極的に訪問して状況を把握していくというのも任務の一つとなっております。

以上です。

○議長（下元昇君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 3回目も質問で申し訳ないですが、ワクチンの関係だけ、もう一点確認だけします。

いわゆるワクチンが配備になり始めたら、恐らく年明け以降ということになるわけですが、このワクチンの接種は、いわゆる稼働が始まった場合の接種が、ワクチンが届き始めるとなると、全て、これは所管としては健康福祉課が、本町の場合は全てを把握しながらやっていくということによろしいか。それだけちょっと確認をしておきたい。

○議長（下元昇君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） ワクチン接種についてですが、各市町村が実施主体となっております。そのため各市町村に、その接種体制確保をするように国から補助事業が設けられ、今回予算化しております。そのため、市町村がワクチンの実施主体で、責任を持って行うということとなります。主体は健康福祉課になると思っております。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 三点ほどお伺いしたいと思います。

補正予算資料8ページ上段、ネット販売展開事業について、12番議員からも質問が出ましたが、新型コロナウイルス感染症禍においてネット販売が拡大しており、人員などから対応できない事業者もあるため、地域商社を核とした協議会を設置しネット販売のサイトを構築することで、安定的な需要を創出するというので、この官民協働のところでどのような役割のすみ分けを、官民でしていく予定なのかをお伺いしたいのが一点。

それと予算書27ページの人材育成推進費です。地域をつなぐ人材育成事業委託料60万円の減額、これはなぜ減額されたのかをお伺いしたいのが一点。

そして最後に、予算書53ページの四万十緑林公園等管理運営費の四万十会館改修工事費の減額と、緑林公園施設改修工事費132万円ですけど、どのような内容か、遊具の関係な

のかなと思うんですが、お伺いいたします。

○議長（下元昇君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） 私からは予算資料8ページ上段、ネット販売展開事業にお答えをさせていただきます。

議員からは、官民協働の事業の中で、さび分けをどのようにしているかとお質問いただきました。今回の補正につきましては、先ほども申しましたが、令和3年度からの取組に関して基礎的な物品等をそろえるという部分になっています。初年度は事業者数は25から始めて、令和3年度には50ぐらい、そして品目も400まで増やしていくというところです。当然、これは経済活動でもありますので、事業主体については民間でやっていただく、町としてはこの協議会にも入って、事業の進捗状況でありますとか、ふるさと納税との連携でありますとか、様々な情報発信をお願いしているところもありますので、そういう関わりを持っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（下元昇君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） 予算書27ページの、委託料60万円の減額についてです。これについては、人材育成推進センターで未来塾、産業振興塾、四万十塾等々行っておりますけれども、その中で外部講師を招へいするとしておりましたけれども、この新型コロナウイルス感染症禍の中、招へいができませんでしたので、その分の減額となっております。

以上です。

○議長（下元昇君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） まず四万十会館の改修工事費の80万1,000円の減額でございますけれど、これは四万十会館の舞台関係の設備の改修を本年度実施いたしまして、実施も終わって執行残として残った部分を減額したものでございます。

○議長（下元昇君） 建設課長吉岡範満君。

○建設課長（吉岡範満君） お答えさせていただきます。

緑林公園の施設改修工事費ですが、公園内のせせらぎの部分の設備が故障したため、その部分の修繕工事費を計上させていただいたところです。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

8 番味元和義君。

○８番（味元和義君） だんだんに大きなところは聞きましたので、小さくなりますが、今、予算書53ページ、四万十緑林公園管理運営費、緑林公園の施設改修工事費で、ちょっと分からなかったのですが、あそこの中の木造の遊具がほとんど使えんで、鎖をかけて使えなくなっていますが、ジャングルジム等も使えないということが、それを直すのですが。せせらぎの何とかと言うたけど、ちょっと分かりませんでした。そこを一点確認。

○議長（下元昇君） 建設課長吉岡範満君。

○建設課長（吉岡範満君） 遊具等につきましては、老朽化に伴い使用禁止とさせていただいて、現在業者も決まり、改修に移っていくという形を取っております。その予算は、既に認めていただいていますので、それとは別に、公園にあるせせらぎの循環ポンプ等が故障してますので、そちらを修繕させていただくということで、川的なものが緑林公園の中にあろうかと思えますけど、それを直すために計上させていただいております。

以上です。

○議長（下元昇君） ８番味元和義君。

○８番（味元和義君） 本当に四万十町は子どもの遊び場が非常に少ないということで、あの遊具も長い間、一番大事な暖かいときにずっと鎖が張られて、よそから子ども、孫が帰って、連れていっても全然遊べれんと。それから大正のふれあい広場の遊具も早くからやるということであっても、今やっと囲いができただけで、非常に遅いです。何をしても遅い。やるに及ばんようなところはばんばん予算がつくのに、一番大事なところは非常に遅いと、よく保護者が言っています。いつから使えるかと聞かれたけん、そのうちできるろうて言うたけど、なかなかできません。特に子どもの遊び場、今はこういう屋外で、新型コロナウイルス感染症の影響で非常に遊ぶ方が多くなっております。この四万十町は本当に、お金は使うけど、上手に使っていないと。これ、特に町長、予算を組むときにもう少し、子どもの遊び場は大事ですので、早急にやるように、予算がついたら、特にここの木造は腐って非常に危険というのは十分分かっていますので、これ以外にも、もう少ししっかりとした住民の希望するものを、もう少し早急にやるようにしてもらいたいと思います。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） 予算質疑になるわけですが、提案型になるかもしれません。

先ほどの水間議員が質疑の中で言ってくれましたが、予算資料８ページ下段、ジップラ

インの370万円の予算の中に、局長、トイレは入ってないですね。ですから、先ほど私もここを質問して聞いてみたいなというところでチェックをしておったわけですが、周辺の整備はせないかんわけですが、私は一つ、ジップラインの出発の対岸に、簡易なものでもトイレが必要なのではないかなとは思っています。今回は、こういった説明の遊歩道とか、東屋とかいうことの予算になっておるわけですが、これ、必要になってくるとはのではないかなというのが考えられるわけです。といいますのは、結局、対岸へ船で渡って出発するまでに一定の時間がかかります。それと、さらには女性の利用者が多いこと。それから、中には非常にトイレの近い人もおるわけで、そういった形で、これはどうしても装備をした中で、出発の前に緊張する、どうしてもという感じが、私も2回ほどジップラインを体験したわけですが、利用者の中でもそういう話もありましたので、今後どう考えていくのかなということです。やりなさいとは言いません、一般質問とは違いますので。ただ、それも必要になるのではないかなということ。

それからもう一点だけ教えてください。私が知らないところがありますので、同じく資料の4ページでしたか、中屋議員が質問された新型コロナウイルスのワクチンの関係です。対象者の抽出で、私もここが気になっておったわけですが、その整備をしていくということですので、今回の予算。だからそれが、実施できるようになったときにこの対象者をどう選択するのかというところは、先ほどの質問の中で内容は分かりましたが、基礎疾患のある人ということですが、基礎というのはどういう意味合いになるのでしょうか。私、四万十町の町民の中でも、そういった疾患を抱えた人というのは相当の数になるかなと。だから、その中での抽出は非常に難しくなるのではないかなと考えておりますが、基礎疾患を持っているという、肝心の基礎という表現が私には分かりません。ですから、そこを教えていただきたいなということ。それによってどういう条件になっていくのかなということが少しでも分かりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（下元昇君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） 予算資料8ページ下段、屋外観光施設等緊急整備事業で、トイレのご提案だったかと思います。

実はスタートデッキの下、町道沿いには一応トイレは設置させていただいています。といいましても本当に簡易な、移動可能なトイレを、周りを化粧板で囲って、できるだけ目立たない形にしているわけですが、今回のご提案というのは、上段の駐車場にも必要ではないかというお話であったかと思います。これについては、正に今回東屋を整備した

り、遊歩道の改修もしながら、単にジップラインだけではなくてご成婚の森全体を楽しんでいただくということを一つの目的にしております。また、一般質問の答弁の中でも申し上げました、行く行くはガンピの森ということで、あの辺一帯を盛り上げていきたいという思いがありますので、現段階ではスタートデッキの部分で事足るかとは思いますが、今後、あの辺り一帯を考えていった中で、再度その辺については検討もさせていただきたいなと思っているところです。トイレについては、維持管理費用等もかなりかかってくるようになりますので、その辺も踏まえて検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（下元昇君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） 基礎疾患とはどういうものを指すかというご質問ですが、まず基礎疾患の基本的な用語につきましては、様々な疾患の原因となっている病気を指すとなっておりますので、糖尿病や動脈硬化などが挙げられるかと思えます。これをもとにして、様々な病気が誘発されるもとになる病気となっております。ただ、この基礎疾患が何を指すかにつきましては、まだ国で具体的に示されておりませんので、現在は未定となっております。

以上です。

○議長（下元昇君） 13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） 基礎疾患については分かりました。ジップラインの周辺的な整備については、そういう形を考えていくということですので、いいかなと思うわけですが、併せて、局長、しっかりとしたトイレがあってもしかりかなと思えますし、対岸線には水道もないのではないかなと思えますが、水道はありますか。もしなければ、そういった一つの、手洗い等を踏まえた形でのトイレ設置が今後は必要になるのではないかなという、現場を知った上での一つの提案でもあるわけですが、そういったことも踏まえて、今後に生かしていただけたらと思います。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第107号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第107号令和2年度四万十町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

議案第107号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

ただいまより2時45分まで休憩します。

午後2時35分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第16、議案第108号令和2年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第17、議案第109号令和2年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）、日程第18、議案第110号令和2年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）、以上、議案第108号から議案第110号までの3議案を一括議題とします。

この3議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第108号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第108号令和2年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3

号)を採決します。

議案第108号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

これより議案第109号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第109号令和2年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第109号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

これより議案第110号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第110号令和2年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第110号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第19、議案第111号令和2年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、日程第20、議案第112号令和2年度四万十町介護保険事業特

別会計補正予算（第２号）、以上、議案第111号及び議案第112号の２議案を一括議題とします。

この２議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第111号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第111号令和２年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

議案第111号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

これより議案第112号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第112号令和２年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

議案第112号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第21、議案第113号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第3号）、日程第22、議案第114号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）、以上、議案第113号及び議案第114号の2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、議案第113号の窪川荘特別会計について、一点だけ質問してみたいと思いますけれども、歳入は補正されていませんが、歳出の中で、主な歳出の変動は、いわゆる基金の積立てを800万円減額し、会計年度任用職員報酬が500万円、あとは需用費の中で消耗品が124万円で、大まかには基金を崩して500万円と120万円を消耗品と会計年度任用職員の報酬に充てるという内容ですが、12月で報酬を500万円補正する理由について、説明をお願いしたいと思います。

○議長（下元昇君） 特別養護老人ホーム事務長川村裕之君。

○特別養護老人ホーム事務長（川村裕之君） 窪川荘の会計年度任用職員の報酬500万4,000円の理由についてのご質問やと思います。これは当初に組んでおった人員の増減となります。内訳は介護職員の報酬として247万円、介護福祉士の職員の報酬として231万5,000円、准看護師の職員の報酬として1万5,000円、調理職員の報酬として74万1,000円、逆に清掃員の報酬としてマイナス54万5,000円ということでの当初予算で上げた金額を精査した結果の内容となっております。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第113号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第113号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第113号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

これより議案第114号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第114号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第114号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第23、議案第115号令和2年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第115号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第115号令和2年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第115号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第24、認定第1号令和元年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告の前に、総務課長より皆様にお配りしました主要な施策の成果説明書の中で、一部訂正がありますので、これを許可します。

総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） 認定第1号令和元年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についての関係資料の中に誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

令和元年度主要な施策の成果説明書28ページでございます。下段にあります7、事業の成果欄の記載誤りでございます。

誤っておりましたのは、令和元年度利用実績が13万778枚（使用率40.2%）、内訳、タクシーが10万3,966枚（約85%、昨年が85%）、バスが1万9,911枚（約15%、昨年15%）の数字に誤りがございました。

今から正しいものを申し上げます。

令和元年度利用実績が13万1,378枚（使用率40.5%）内訳、タクシーが10万9,067枚（約83%、昨年が85%）で、バスが2万2,311枚（約17%、昨年15%）、このように訂正をお願いしたいと思います。

また、資料に誤りがございまして申し訳ございませんでした。おわびを申し上げます。訂正よろしく申し上げます。

○議長（下元昇君） この議案につきましては、決算特別委員長から決算審査報告書が提出されておりますので、委員長にその経過及び結果の報告を求めます。

12番決算特別委員長田邊哲夫君。

○決算特別委員長（田邊哲夫君） それでは私から、9月定例会で決算特別委員会を設置するとなりまして、7名の委員で構成する特別委員会を設置し、審議してまいりました。委員は中屋議員、槇野議員、古谷議員、武田委員、水間議員、村井議員、それと私田邊、7名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、委員会に付託を受けた令和元年度四万十町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに令和元年度四万十町水道事業特別会計の審査経過と結果について、次のように報告をいたします。代表して私から、審査の経過等についてただいまより報告をいたしますが、議員各位には、執行部の皆様方にはお手元に当日の朝報告書を提示していますので、それを見ながら私の報告に代えたいと思います。

それでは、審査の経過について、ご報告を申し上げます。

審査に当たっては、執行部から提案のあった決算書、決算資料及び監査委員提出の決算審査意見書を基に、執行部の説明と答弁を求め、5日間にわたって慎重な審査を行ってまいりました。

次に、審査を実施した日及び説明と答弁を求めた課等については、10月下旬から11月5日まで、5日間の日程で審査を行いました。

次のページをお開きいただきたいと思います。

審査の結果ですが、平成から令和に替わりまして、町民も心新たにした年度となりました。また、令和元年度末頃から突然世界中に現れた新型コロナウイルス感染症により、自治体にとって大きな不安を受けた年度となりました。普通会計決算においては歳出総額168億3,608万1,000円となり、前年度比5.1%増の増額決算となりました。歳入総額では174億4,821万5,000円で、前年度比5.8%で、実質収支額は4億7,917万1,000円の黒字決算となっております。歳入では、自主財源である町税は16億2,462万8,000円で、前年度16億1,854万円に比較し微増となり、トータルで町民所得は横ばいの状況と推察されました。

当年度に行った主な事業としては、地場産業振興センター加工場整備、吉見川浸水対策、興津排水機場長寿命化、小学校空調設備の整備などを実施している。歳入歳出決算総額は3年連続で160億円を超える額となっています。

今後の財政運営に当たっては、歳入では地方交付税の減少やふるさと支援金の減少も見込まれること、また、歳出では老朽化施設、道路や橋梁の改修工事が見込まれると思われます。事業の実施については優先順位を遵守し、歳出削減に努めること。また、公平公正の観点から改善すべき事項、検討すべき事項などの意見を付して、令和元年度四万十町一

一般会計及び各特別会計並びに水道事業の歳入歳出決算については、全員一致で認定すべきものと決定をいたしました。

決算の内容については既に皆さん方のお手元に、町から歳入歳出決算の状況や、監査委員から監査意見書等が提出されておって、一般会計、特別会計とも数字的には差はないわけですので、決算委員会としては、その数字には間違いありませんので、どうかこの決算の内容については、金額等についてはお目通しをお願いしたいし、町民の皆さん方についても、やがてこの決算報告が公表されますので、数字等についてはお目通しをいただければありがたいと思っています。

次に、審査意見でございますけれども、5日間十分精査をする中で、委員の中から一般会計の収入未済額のうち、町税で3,982万円、住宅新築資金貸付金6,087万3,000円が主な収入未済額であります。特に住宅新築資金については、最大限の収納に努めてもらいたいということ。また、不用額については業務の性質上どうしても3月決算上、提出しなければならない部分もありますけれども、事業の進捗状況を常に把握し、適切な処置を行ってほしいという意見が出されました。町税についても、県下自治体の平均収入率を見ても、若干本町の場合下回っておりまして、なお一層の徴収努力をされたいということでございます。

二番目として、執行部各課において様々な計画立案のための委託料が計上されていますけれども、本来は町独自の立案が望ましい、専門的な知見も必要な場合もあると考えられますけれども、全てを丸投げした委託ではなく、所管課が主体となって基本的な考えを示し、職員のスキルアップや町民の参画も十分検討した上で委託内容を決定すること。

次のページです。三番目として、Uターン・Iターン移住希望者の住宅確保に万全を期すこと。I・Uターン希望者が本町に住みたいという希望を持って来られても、令和元年度の決算の中ではそれに十分応えていないという部分もありましたので、特記をいたしました。

次に四番目ですが、これは今議会の一般質問でも議員から質問があった部分でありますけれども、令和元年度決算の中でも、委員の中から健康ステーション事業については、中強度運動健康法に取り組み、壮年層の健康意識の向上、定着、健康寿命の延伸や医療費並びに介護給付費の抑制を図るものである事業ですので、町民への周知がまだまだ弱く、広報活動の強化はもとより、町職員も含め本事業の目的を再認識し、組織を挙げて普及推進に努めてもらいたいということです。

五番目として、森林環境譲与税の使途についてしっかりと計画を立て、税の趣旨に基づき支出をしてほしいという意見です。

最後になりますが、地籍調査を毎年度予算を組みながら実施をしてきているわけですが、特に窪川地域の地積調査が、まだまだ完了する時期には来ておりません。どうか、税の公平公正の観点からも早期の地籍調査の完了を期待するものでございます。

以上、7名の委員の意見に基づいて、私が代表して報告に代えさせていただきます。

終わりますが、どうか私に質問のある方は、精いっぱい誠意を持って答えたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（下元昇君） 決算特別委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

8 番味元和義君。

○8 番（味元和義君） どうもご苦労さんでございました。だけど、この審査結果の中で、令和元年度決算が168億円ぐらいということで、今後の財政運営に当たっては、歳入では地方交付税の減少やふるさと支援寄附金の減少が見込まれること、また歳出では老朽化施設、道路や橋りょうの改修工事が見込まれるということで、これからは歳出削減に努めること、また公正公平の観点から、改善すべき事項、検討すべき事項などは意見を付し、令和元年度四万十町一般会計及び各特別会計並びに水道事業の歳入歳出決算については全会一致で認定するべきと書いていますが、この中で今後歳出が増えるであろうと、そしてまた交付税等が減るから、厳しい歳出削減をすべきだということが付け加えられています。その中で、今のこの四万十町において幾らぐらいの規模が適正か、そこら辺りを一つ聞きたいと。

それからもう一つは、小さいことですが、私はいつも一般質問で職員の残業問題を取り上げています。これも非常に、100時間を超える方がたくさん令和元年度もおりました。この点は、この特別委員会では徹底的に追及できると思いますが、そこら辺りの議論は十分せられたのか。その二点をまず聞きたいと思います。

○議長（下元昇君） 決算特別委員長田邊哲夫君。

○決算特別委員長（田邊哲夫君） 味元議員から二点のご質問をいただきました。

まず一点目の質問ですが、私は決算委員会を代表する委員です。決して町の執行部の一

員ではありませんし、町長ではありません。私見は持っていますけれども、財政規模が幾らであるのかどうなのかというのは、決算審査では委員から一言も出ていませんので、そのことについて私が私見を述べることはできませんので、お答えのしようがないということとを答弁に代えます。

もう一点の時間外手当の問題については、特に味元議員が毎年度、大体9月定例会でこの問題を、年1回一般質問で取り上げますので、委員の中からもこの問題を決算委員会で審査しました。答弁にも、総務課長からあったことは委員ご承知のように、令和元年度の決算書の残業、時間外手当が2,169万7,000円でした。個々に、この職員がこれだけの時間外手当をしたというところまでは、深くは入っていきませんでした。ただ、答弁にもあったように、課によって偏在もしていますし、特に総務課長からこの問題でお答えをいただいたのは、課内で職員同士が協力しながら、できるだけ時間外手当は今後減らしていく努力はしていきたいという点と、ただ、金額面だけが年度年度比較するというのはなかなか難しい点は、例えばその年度には選挙があったり大災害があって、どうしても時間外勤務を余儀なくされる、ケース・バイ・ケースがありますので、金額だけ、多寡を見て判断することはできないだろうと思っています。総務課長の答弁のように、やはりお互いが、一部の職員の時間外手当に偏重するのではなく、ともに、仲間同士助け合いながら超過勤務をなくしていく、そういう努力を、恐らく総務課長が先頭に立って、各課連絡を取り合いながら、令和3年度に向けて注視をしていくことが大事ではないかなという意見がございましたので、答弁に代えさせていただきます。

以上です。

○議長（下元昇君） 8番味元和義君。

○8番（味元和義君） 分かったというか、これだけ5日間かけて徹底的に審議できるというのがこの特別委員会のええところであって、執行部でなくても、この事業経過等を精査して、やはり168億円では大きすぎると、近隣の町村と比較して大きいから、もう少し抑制すべきことであるという話しは是非してもらいたかったと思います。それと、残業についてですが、総務課長に聞いて、やはり100時間を超える人が多いというのを、私、指摘しております。この100時間を超える人が何人おるか、委員長、答えてもらいたいと思います。

○議長（下元昇君） 田邊委員長。

○決算特別委員長（田邊哲夫君） それではお答えします。

確かに7名の委員が5日間にわたって、私は初めての決算委員会に参加された議員もおられる中で、本当に一生懸命執行部に問いただしたと私は自負をしています。しかし、味元議員が質問された、徹底的な審議が不十分であったかもしれませんが、個々の職員の残業時間等について、先ほども答弁しましたけれども、深く追及することは委員からはありませんでしたので、私がそれ以上答えることはできませんので、その点はご了解いただきたい。

予算規模については先ほど答弁したつもりですが、このことは審査をしている中で委員からも出ていませんので、私が勝手に、私見を述べる場ではありませんので、大変失礼ですが、そこまで深く追及しなかったということで、大変味元議員には申し訳ないしかありません。どうか来年度は味元議員も決算委員会に入っていただいて、もしやるのであれば、是非とも深く追及していただければありがたい。

以上です。

○議長（下元昇君） 8 番味元和義君。

○8 番（味元和義君） 個人的な攻撃をするわけでもありませんので、してないことを田邊委員長が答える必要もありません。そういうことで、やはり私が言いたいのは、100時間を超える職員が18人いたという答弁がございました、私のときに。これは個人では深く追及できないから、こういうときにしっかりと。やはり健康が一番大事ですので、職員の、こういうところをもう少しやってくれているかなという期待で聞いたことであって、やっていなければ、どうもご苦労さんでございました。

○議長（下元昇君） 田邊委員長。

○決算特別委員長（田邊哲夫君） 味元議員、先ほど答弁しましたけれども、委員6名は、決して職員の長時間勤務を是とはしていません。十分総務課長とも話をしながら、味元議員の言ったように、できるだけ課内で時間外勤務がないように一生懸命努力したいという、誠意あるお答えをいただいていますので、どうか来年度予算の中で予算を見ながら、令和2年度決算のときに、また執行部に詰めていただければありがたいなと言うしかありません。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより認定第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号令和元年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案について、委員長報告は認定とするものです。

認定第1号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、認定第1号は委員長報告のとおり可決されました。

質疑の途中ですけれども、議案第106号四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定についての中で、3番林健三議員より文言の削除の申出がっておりますので、これを許可します。

3番林健三君。

○3番（林健三君） 今、議長からありましたように、議案第106号四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定についてということで、私、午前中に質疑の中で、選考審査を「○○○」と言ったようでございます。それから、7人の委員の中で高知大学教授が出てきたと思います。「○○○○○○○」と発言したと思いますので、そのことについて削除したいと思いますので、よろしくお願いいたします。どうもすみませんでした。

~~~~~

○議長（下元昇君） それでは日程第25、請願第1－3号オリックス株式会社による大藤風力発電計画の不許可及び町有地を提供しないよう求める請願書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

4番総務常任委員長古谷幹夫君。

○総務常任委員長（古谷幹夫君） それでは、私から請願の審査報告をさせていただきます。

令和2年12月17日。四万十町議会議長下元昇様。総務常任委員長古谷幹夫。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により報告します。

受理番号、請願第1－3号。付託年月日、令和元年12月4日。件名、オリックス株式会社による大藤風力発電計画の不許可及び町有地を提供しないよう求める請願書。審査の結果、一部採択でございます。

それでは経過報告について、若干長くなりますけれども、お手元に配付しました資料に基づいて読み上げる形で報告をさせていただきます。

審査日については、令和2年12月10日木曜日です。

請願第1－3号、先ほど読み上げましたのでここは略させていただきます、説明者につきましては、紹介議員はなしですが、請願付託されたときに、紹介議員として武田議員、村井議員、岩井議員の3名がございました。

審査経過でございます。本案件につきましては、令和元年12月4日に付託を受けて以来、継続審査扱いとして協議・審査を進めてまいりました。

この間、町内予定地とされております現地視察並びに町外の先進事例等の調査、町民の皆さんからの低周波音問題に関する情報提供も受けながら、協議を重ねてまいったところでございます。

事例調査先としましては、南愛媛風力発電所（宇和島市）、僧都ウインドシステム発電所（愛南町）に始まり、梶原町、大月町、津野町の各風力発電所の調査を行ってまいりました。

加えまして、須崎市では自治体新電力会社設立の取組、そして三原村での小水力発電による取組にも学び、そこで得た知識、情報も併せて判断材料の一助として審議を重ねてまいりました。

審議の過程におけます主立った焦点を以下に幾つか挙げておりますけれども、最初に挙げておりますのが、現在の状況が電力不足という状況にはない現状の中で、どうこの問題を判断していくかという点。

そして非常に懸念される点としまして、工事進入道路拡張に伴う、予定されておる計画の中でございますけれども、四万十川への土砂流出に起因することが想定される汚濁問題。

そして三点目が、懸念される超低周波音による健康被害への問題をどうするか、どう考えるかということです。

そして町へのメリット、デメリットを整理してどう判断するかという問題。

それと関連しますけれども、メリットとして想定される固定資産税収入、土地賃貸料に対する判断をどうするかという問題。

そして住民への情報不足という捉え方がありまして、これに対する問題という点。

そして国のエネルギー政策も視野に置き、再生可能エネルギーの利活用を志向する傾向を踏まえ、どう判断するかという問題。

そして本町環境基本計画との整合性の問題等々が主要な焦点として、この項目についての審査を振り返った上で、以下の点についての意見集約を取っております。

まず、超低周波音による健康被害の問題については、実証されている事例が見つかることができずに、当常任委員会として判断する範ちゅうを超えていると決定しました。

そして、メリットとして想定される固定資産税等の収入につきましては、計画されている予定地の中で、当町有地の割合は、私たちが調べたところでは17%程度であると推定をされること。

そして、そのことと関連もしますけれども、固定資産税等々の自主財源と位置づけられる収入等に対しましては、その75%相当の地方交付税が減額をされると。これを考えますと、実質的な自主財源効果としては収入額の25%であるということ。

そして、もう一つの大事な点が、今、議論していますけれども、住民への情報不足については、これは住民からの指摘も受けまして、町と連携の上、オリックス株式会社に対しまして、旧町村単位での説明会の開催を要請したわけでございますけれども、折悪く新型コロナウイルス感染症の問題等もあって、その実現には至らずに結論を迎える状態になっております。

以上の点を確認した上で、「本町にとって必要な施設かどうか」という視点に絞って最終協議を、先ほど言いましたように、12月10日の常任委員会で行いました。

その結果、全員一致の下、一部採択という結論に至ったわけでございます。

その理由としましては、請願書に記載されております三つの具体的な項目のうち、1番目に掲げられておりますところの、「四万十町議会は、四万十町並びにオリックス株式会社に対して、大藤風力発電計画の中止を求めること」、この項につきましては、計画予定地に四万十市有地・民有地が含まれることから、この項目については本町議会の権限を超える内容を含んでおり、判断の対象からは除外すべきとするものであります。

したがって、四万十町議会は、四万十町長に対して、オリックス株式会社による

大規模風力発電計画のための保安林の解除を認めないように求めること」、そしてもう一つは、「四万十町議会は、四万十町の所有地を大藤風力発電所を計画するオリックス株式会社に無償、有償を問わず提供しないよう求めること」の2項目に限定をして、その結果として一部採択とする結論に至ったものであります。

この1年余り、経過時間をかけて関わってまいりましたので、多くの意見があるわけですが、特に今言いました経過報告等も踏まえまして、当日の主立った意見、それから今までの中でどうしても大事やと思われた意見を幾つか挙げておりますので、読み上げます。

この請願については、一定時間もかけ事例調査も行い様々な角度から議論をしてきた。

作業道拡幅に伴う土砂による四万十川への影響は多大なものがあると想定をされること。

それから超低周波音による健康被害は人によって感じ方の違いがあるとも言われ、実証されたものではない点がある。

そしてもう一つの意見としましては、税收等のメリットよりも、四万十川へのデメリットが多いことが懸念をされる。

そして次に挙げておりますのが、請願項目の一番目のずっと前段で、先ほども読み上げましたけれども、「大藤風力発電計画の中止を求めること」に関しましては、計画予定地に四万十市有地・民有地が多くあることを考慮すると、本議会の権限を越える内容である。

そして、「四万十町にとって必要な施設であるか」という視点から考え結論づけるとすれば、一番目の項目を除外した上で、他の2項目に限って一部採択が妥当であると考えするという意見等が出ておりました。

審査結果案につきましては、一部採択、賛成5人、全員一致でございます。

採択項目、繰り返しになりますけれども、四万十町議会は、四万十町長に対して、オリックス株式会社による大規模風力発電計画のための保安林の解除を認めないように求めること。

四万十町議会は、四万十町の所有地を大藤風力発電所を計画するオリックス株式会社に無償、有償を問わず提供しないよう求めること。

採択しない項目、四万十町議会は、四万十町並びにオリックス株式会社に対して、大藤風力発電計画の中止を求めること。

以上であります。

そのほか、この審査の過程の中で付帯決議としまして、平成30年3月に改定されました四万十町環境基本計画82ページにおきましては、自然エネルギーの利活用の推進に係る行政の施策項目の一つとしまして、「地域に必要なエネルギーを地域のエネルギー資源で賄う地産地消を目指し、循環型のエネルギー供給システム構築するまちづくりに取り組みます」とうたっておるわけでございますけれども、三原村におけます小水力発電の事例、そして須崎市、日高村と民間が共同出資をして設立しました自治体新電力会社、新電力の事例等にも学び、大規模・集中・グローバルという方向ではなくて、小規模・分散・ローカルという考え方に立脚した上で、地域が主体性を持ったエネルギーの地産地消の取組を具体化すべきであることを付帯決議として提案するものでございます。

以上の結果を報告いたします。

○議長（下元昇君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより請願第1－3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1－3号オリックス株式会社による大藤風力発電計画の不許可及び町有地を提供しないよう求める請願書を採決します。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は一部採択です。

請願第1－3号オリックス株式会社による大藤風力発電計画の不許可及び町有地を提供しないよう求める請願書について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、請願第1－3号は委員長報告のとおり一部採択することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第26、発委第6号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

4番総務常任委員長古谷幹夫君。

○総務常任委員長（古谷幹夫君） それでは、第6号でございます。

令和2年12月17日。四万十町議会議長下元昇様。提出者、総務常任委員長古谷幹夫。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

○議長（下元昇君） 暫時休憩します。

午後3時41分 休憩

午後3時41分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務常任委員長（古谷幹夫君） 失礼しました。ちょっと焦っておりましたので、許してください。

意見書（案）でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応を始め、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2020年、四万十町議会議長下元昇。

宛先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣宛てでございます。

以上です。

前段で言わないかんかったことを、大事な部分が抜かっておりましたので、申し訳ありません。提案理由の説明が抜かっておりました。

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いております。これらの中で地方税・地方交付税の大幅な減少等により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが懸念をされます。このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保充実を強く国に求めていくことが不可欠であります。このため、地方自治法第99条の規定により意見書

を提出するものでございます。

前後した形になりましたけれども、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

そしたら、先ほどの趣旨説明の中で、日にちを言わなかったという申出がありますので、これを許可します。

○総務常任委員長（古谷幹夫君） 全く焦っております、申し訳ありません。

先ほど読みました意見書の案のところで、日付のところ、2020年12月17日という日付を飛ばしましたので、訂正させていただいて、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（下元昇君） それでは、これより発委第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第6号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決します。

発委第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第6号は議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第27、発委第7号「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教育の質を保障するために教職員の長時間過重労働解消を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

10番教育民生常任委員長中屋康君。

○教育民生常任委員長（中屋康君） それでは教育民生常任委員会から、昨日陳情第2－8号としてお諮りをいたしました陳情の採択案件の意見書を発委させていただきたいと思っています。

発委第7号。令和2年12月17日。四万十町議会議長下元昇様。提出者、教育民生常任委員長中屋康。

「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教育の質を保障するために教職員の長時間過重労働解消を求める意見書であります。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

意見書、全文申し上げます。件名は先ほど同様であります。

7月17日、文部科学省は、昨年12月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法一部改正法」の施行規則を告示し、都道府県・政令市において公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入するための条例制定を求める通知を発出しました。

「1年単位の変形労働時間制」はあらかじめ「業務の繁閑」を見込んで、それに合わせて労働時間を配分するものであり、恒常的な時間外労働がないことを前提とする制度であります。対象期間の勤務日及び勤務時間を30日前に労働者に通知し、それを変更することはできないとされています。学校では恒常的に時間外労働が行われており、緊急の打合せや子どもの指導、保護者への連絡等が入ることも多く、この制度には適合していません。

文部科学省は、長期休業期間中の「休日のまとめ取りを目的とする場合に限り」この制度を導入するとしていますが、長期休業期間中といえども教職員には様々な業務があり、「土曜授業等の振替や、夏季休暇等の取得すらままならない」のが実態です。わざわざこ

の制度を導入する道理も条件ありません。

新型コロナウイルス感染症禍の下教職員は、子どもたちの体調管理や消毒などの感染防止に時間を割きつつ、一人一人の子どもに寄り添い、新たな教育課程の下で「少しでも分かりやすい授業、教材を」と奮闘しており、より一層の長時間勤務となっています。

こうした中、「1年単位の変形労働時間制」の導入により繁忙期の超過勤務の実態を隠し、時間外労働を可視化できなくなることで長時間労働が常態化、深刻化するのではないか、ゆとりを持って子どもたちと向き合い個々の成長や発達に寄り添うことが困難にならないか、日々の疲労回復ができず過労を募らせ、夏休み前に倒れる教職員が増えないかなど、懸念はつきません。1年単位の変形労働時間制を導入するよりもまず、教職員の恒常的な時間外労働を解消することが、今求められています。

以上、教職員の命と健康を守り、どの子にも行き届いた教育を進める立場から、四万十町議会は、高知県と高知県教育委員会及び高知県議会に対し、次の事項を要請します。

ということで、要望事項としては二点あります。

1、公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入するための条例制定を行わないこと。

2、教職員が子どもたちとしっかりと向き合い、授業の準備をする時間の確保など、教育の質の保障という観点から教職員の労働環境の抜本的な改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2020年12月17日。

四万十町議会議長下元昇。

高知県知事濱田省司様。高知県教育委員会教育長伊藤博明様。高知県議会議長三石文隆様。

以上であります。

○議長（下元昇君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第7号「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教育の質を保障するために教職員の長時間過重労働解消を求める意見書を採決します。

発委第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第7号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第28、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

暫時休憩します。

午後3時56分 休憩

午後3時56分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

私、先ほど文言を省略した部分がありますので、続いて発言させていただきます。

お諮りします。

ただいま議員派遣が議決されました。派遣内容を損なうことのない範囲において、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、派遣内容の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第29、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、常任委員会において審査・調査中の事件及び各常任委員長から所管事務の調査について、また議会運営委員長から所掌事務の調査事項について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出がっております。

お諮りします。

教育民生常任委員長から、また各常任委員長と議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、教育民生常任委員長から、また各常任委員長と議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

ただいまから暫時休憩します。

午後 3 時58分 休憩

午後 4 時09分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 2 年第 4 回四万十町議会定例会を閉会します。

午後 4 時09分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和     年     月     日

四万十町議会議長

令和     年     月     日

四万十町議会議員

令和     年     月     日

四万十町議会議員